

政治分野における男女共同参画の推進に向けた
地方議会議員に関する調査研究報告書

平成 30 年 3 月

内閣府男女共同参画局
有限責任監査法人トーマツ

目 次

I	本調査研究の背景・目的等.....	4
1.	背景.....	4
2.	目的.....	4
3.	実施主体.....	5
II	地方議会における男女共同参画の状況等.....	6
1.	地方議会の現状.....	6
2.	女性地方議員に関する研究.....	9
3.	諸外国の状況.....	11
4.	地方議会の状況及び女性地方議員に関する研究等に基づく観点.....	13
III	調査の内容.....	14
1.	企画委員会の設置.....	14
2.	アンケート調査.....	14
(1)	目的.....	14
(2)	方法.....	14
3.	ヒアリング調査.....	17
(1)	目的.....	17
(2)	方法.....	17
4.	国内外の関連情報の収集.....	18
IV	調査結果.....	19
1.	アンケート調査結果.....	19
(1)	回答者の属性.....	19
(2)	選挙に立候補した理由.....	22
(3)	立候補から選挙期間中の課題、現在の議員活動における課題、女性議員が少ない原因として考えられる理由.....	26
(4)	経済的側面について.....	37
(5)	女性地方議員が議員活動を行う環境.....	39
(6)	女性議員の増加について.....	44
2.	ヒアリング調査結果.....	45
(1)	夜間・休日を活用した議会運営の取組【長野県喬木村議会】.....	45

(2) 女性議会開催の取組【富山県南砺市議会】	47
(3) 議会における育児支援の取組【沖縄県北谷町議会】	49
V 調査結果に基づく課題と今後の方向性.....	51
1. 「自身が抱える課題」に関する回答と一般論としての「女性地方議員が少ない原因」 に関する回答における傾向の違い.....	52
2. 所属する議会の女性議員比率の違いによる回答の傾向.....	53
3. 地方議会において女性議員の増加を阻む3つの課題と今後の方向性	54
(1) 政治は男性のものという意識	54
(2) 議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の未整備.....	56
(3) 経済的負担.....	57
VI 最後に.....	60
(1) 本調査研究の意義	60
(2) 今後の調査について.....	60
VII 参考資料	62

政治分野における男女共同参画の推進に向けた 地方議会議員に関する調査研究報告書（概要）

女性議員が増えることの意義

- 政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。
(第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）)
- 議員の多様性の確保は、議員のなり手の確保、議会と住民との関係性構築の観点からの意義を指摘することができる。
(総務省「地方議会に関する研究会報告書」（平成27年3月））

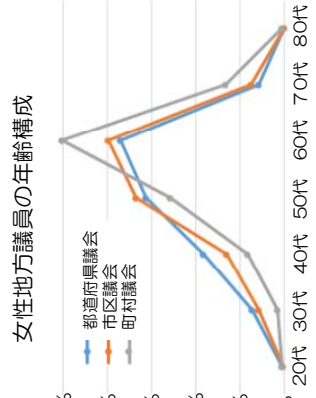
なぜ、地方議会で女性議員が増えないのか？

アンケート調査を実施（全国の女性地方議員約4,000名対象（平成28年12月31日時点）、回収率39.6%）
 ※内閣府による初の実態調査 ⇒ 女性地方議員の実態を把握することで、女性議員が増えない要因を検討

地方議会における現状

- 女性議員比率は低い状況
 都道府県議会 **9.8%**
 市区議会 **14.8%**
 町村議会 **9.8%**

- 女性議員の年齢構成は
50歳以上が7割を超える



地方議会において女性議員の増加を阻む3つの課題

1 政治は男性のものという意識（固定的性別役割分担意識）がある

- アンケートで、「女性議員が少ない原因として考えられる理由」を質問
 ⇒ 「政治は男性が行うもの」という**固定的な考え方が強い**との回答が**59.1%**
- 女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、「男性議員の理解やサポートがない」ことを課題としない傾向がある。

2 議員活動と家庭生活の両立環境が整備されていない

- アンケートで、育児に伴う休暇や休業制度、託児所や授乳室の有無を質問
 ⇒ **休暇や休業は6割以上が規定なしと回答。託児所や授乳室は9割以上がなしと回答。**
- アンケートで、40歳代以下で未就学児を抱える女性議員の回答を抽出
 ⇒ 「**議員活動と育児の両立が課題である**」との回答が**78.8%**

3 経済的な負担が大きい

- アンケートで、選挙資金における自己資金の割合を質問
 ⇒ 自己資金の割合は平均で6割程度。
 ⇒ **女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、選挙費用の自己資金の割合が小さい**傾向にある。

（今後の方向性）

- 政党や団体等が性別に関わらず能力に基づいて立候補を要請する。
- 女性人材育成、研修機会の付与を行う。
(例：女性議会の取組など)
- ハラスメントや差別の防止に関する研修を行う。
- 休暇や休業制度についての明文の規定を設ける。
- 議会に託児所や授乳室を整備する。
(例：議員控室を活用した育児支援など)
- 政党や団体等が性別に関わらず能力に基づいて経済的支援をする。
- 議員とその他の職業を兼業できるようにする、または、兼業しやすい仕組みを導入する。
(例：夜間・休日の議会開催など)

I 本調査研究の背景・目的等

1. 背景

政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めている。

平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においては、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を掲げ、「特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である。民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受すること」ができなければならないと示され、政治分野における男女共同参画の推進のための更なる取組の重要性があらためて認識されたところである。

また、超党派の議員連盟が結成され、政治分野における男女共同参画の推進について議論が行われているところである。

政治に多様な民意を反映させるためには、国会のみならず、住民の生活により身近な存在である地方政治においても、女性の政治参画を拡大していくことが重要である。しかしながら、地方議会における女性議員比率は、都道府県議会が9.8%、市区議会が14.8%、町村議会が9.8%と、未だ30%には遠く及ばない状況である。

人口減少や高齢者人口比率の上昇などの影響を受け、社会経済や地域社会が大きく変容している中で、地方議会は、住民の生活実感に根差した声を反映していくことの重要性が増しており、住民自治の根幹をなす機関として地域の実情を考慮した的確な対応を行うことが求められている。また、近年の制度改正により、地方公共団体が地方議会運営において自主性を発揮できる制度上の環境整備が進められている。しかしながら、女性議員の割合が男性議員の割合に比べて著しく少ないといった状況は依然として変わらず、地方議会に多様な民意を反映する上での課題が指摘されている。

2. 目的

本調査研究は、「地方政治に参画している女性人材」及び「女性が議員活動を行う環境」に着目して女性地方議員の実態を把握することにより、地方議会において女性議員の割合が少ない要因を検討し、政治分野における男女共同参画の推進に資する情報の提供を目的として実施する。

なお、本調査研究における「女性の政治参画」とは、第4次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野において政策・方針決定過程へ女性が参画することを指し、具体的には女性が議員になることを念頭に置いている。

3. 実施主体

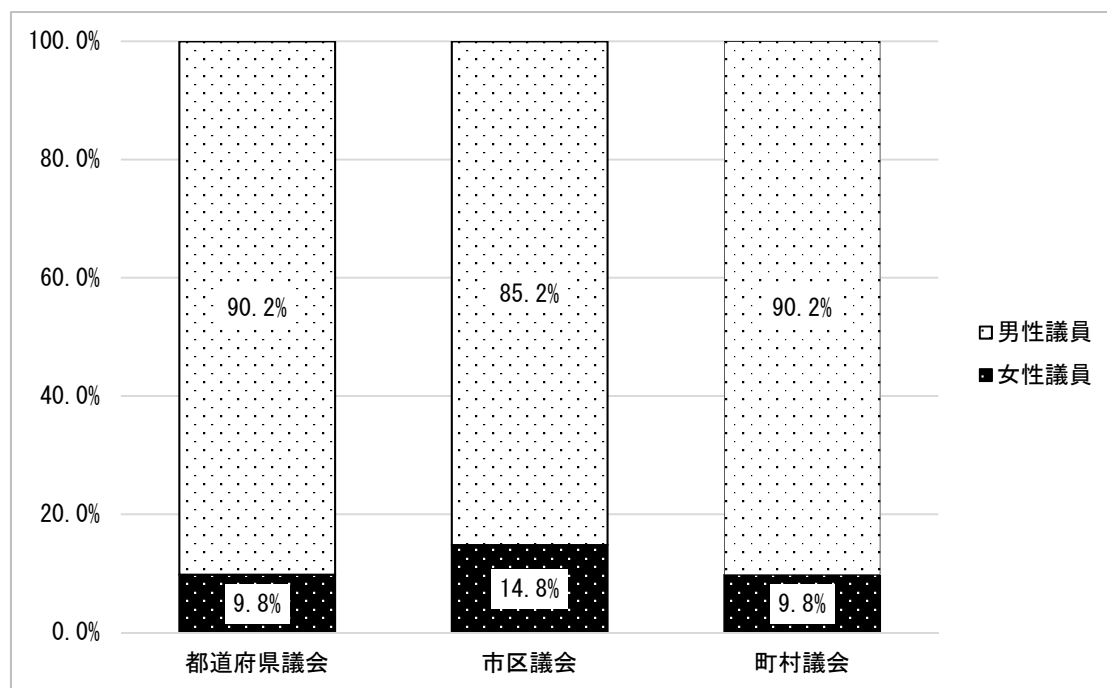
本調査研究は、内閣府の委託事業として、有限責任監査法人トーマツが受託して実施した。

Ⅱ 地方議会における男女共同参画の状況等

1. 地方議会の現状

はじめに、女性地方議員に関する現状を確認しておきたい。我が国の地方議会議員に占める女性の割合は、都道府県議会では全議員 2,639 名のうち 259 名で全体の 9.8%¹、市区議会では全議員 19,172 名のうち 2,845 名で全体の 14.8%²、町村議会では全議員 11,112 名のうち 1,085 名³で全体の 9.8%となっている（図表 1）。いずれの議会においても、女性議員の割合は近年増加傾向にあるものの、未だ 30%には遠く及ばない状況である。また、年齢をみると、都道府県議会、市区議会、町村議会のいずれにおいても、60 歳以上 70 歳未満の層が最も多い。50 歳以上が占める割合はいずれも全体の 7 割を超え、特に町村議会においては約 9 割が 50 歳以上である（図表 2）。さらに、女性議員が一人もいない議会についてみると、市区議会においては全 814 議会のうち 51 議会⁴で全体の 6.3%、町村議会においては全 927 議会のうち 298 議会⁴で全体の 32.1%を占めている（図表 3）。

図表 1 地方議会における男女の議員比率



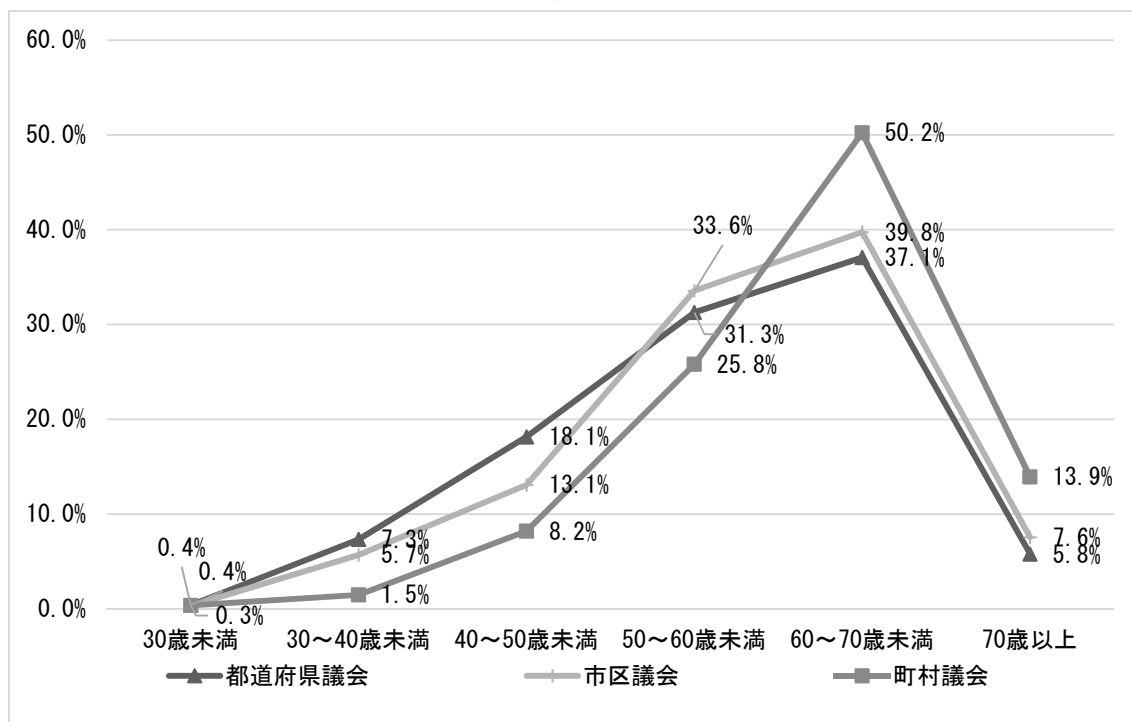
1 「都道府県議会提要」（数字は平成 29 年 7 月 1 日現在のもの）

2 「市議会議員の属性に関する調」（数字は平成 29 年 8 月集計のもの）

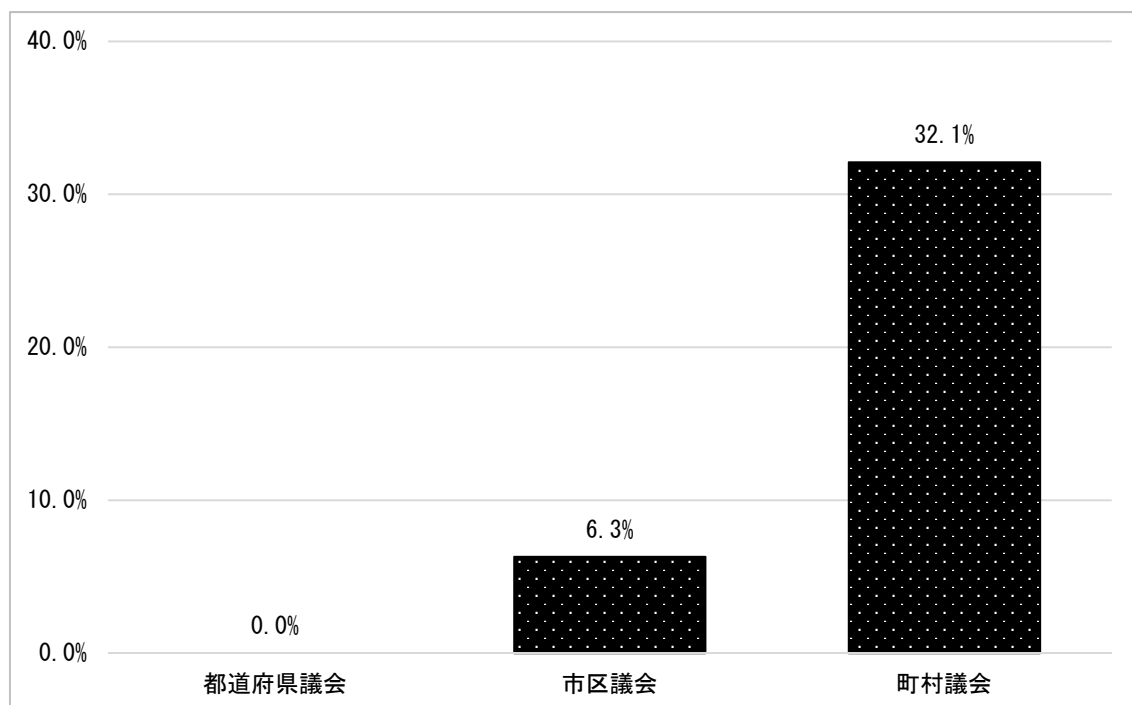
3 「第 62 回町村議会実態調査結果の概要」（数字は平成 28 年 7 月 1 日現在のもの）

4 総務省資料より内閣府算出（数字は平成 28 年 12 月 31 日現在のもの）

図表 2 地方議会における年代別女性議員比率



図表 3 地方議会における女性議員がない議会の比率



総務省「地方議会に関する研究会報告書」（平成 27 年 3 月）によると、地方議会における主な課題として、「地域の実情に応じた効果的な議会機能の発揮」の必要性や、「住民の構成

と比較した場合に、偏りが見られる」こと、「議員のなり手の不足が深刻な問題」、「地方議会に対する住民の関心が大きく低下」、「地方議会及び議員に対する住民の信頼確保」が挙げられている。中でも、住民の構成と比較した場合の偏りについては、「女性の議員の割合が男性の議員に比べて著しく少なく、60歳以上の議員の割合が特に町村議会において高い」点について、「議員構成が偏っていることは、性別や年齢層など自らの属性と異なると考える住民が立候補しにくく、議員のなり手不足の一因となっていることのほか、住民の属性と異なることにより議員との距離感が広がり、地方議会に対する関心の低下、意思決定に対する納得感の低下につながっているのではないかと考えられる。」とされており、議員の「多様性の確保は、議員のなり手の確保、議会と住民との関係構築の観点からの意義を指摘することができる」としている。また、地方議会における政党のあり方として、「政党の機能としては、一般的に、有権者の利益・意見を集約し、代表する機能、政治リーダーの補充・選出・提供機能、有権者の利益・意見を政策に転換し実行に移す機能」とした上で、「有権者にとっては、地方政治で政党化が進んだ場合には、政党が候補者の選定・育成、議員活動の支援等を行い、政策を競うことにより、有権者に多様で有効な選択肢が提示され、政党を通じての議員の選択が容易になることが考えられる」としている。

総務省「第31次地方制度調査会」の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月）では、現在の議会の議員構成について、「住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低い現状にある。このことが自らの属性とは異なると考える住民の立候補をしにくくさせており、なり手不足の原因の一つと考えられる」としている。また、「その解消のためには、多様な人材が議員として議会に参画することをしやすくする取組が必要である」とし、例えば、「夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等、より柔軟な議会開催等の工夫が必要である」としている。なお、多様な人材の参画は選挙制度との関連も指摘されるとし、「選挙制度のあり方については、議会政治の根幹にかかわる重要な事項であり、様々な観点から議論が深められる必要がある」としている。さらに、「例えば、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入については、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点から有効な方策の一つと考えられることから、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要がある」としている。

総務省「地方議会・議員に関する研究会報告書」（平成29年7月）では、第31次地方制度調査会の認識に基づき、都道府県議会、市区町村議会のそれぞれについて、考えられる選挙制度の案として比例代表選挙や制限連記制を導入する場合の具体的な案を提示している。また、地方議員の「なり手不足解消には、住民の意識改革を含めた様々な方策が必要」と考えられるとし、「意欲ある人間の立候補を促進する環境整備についても議論」されている。その中で、「たとえば、現行の供託金制度は、都道府県及び市区議会議員の選挙について設

けられており、その制度趣旨については、『悪質な立候補を抑止し、立候補について慎重な決断を促すこと。』『候補者の乱立を防止すること。』とされ、合理性・必要性がある制度として運用されている。また、町村議会議員の選挙については、そうした懸念が少ないことから設けられていない。一方、地方議会議員の現状等を見ると、市議選・県議選を通じて、供託金没収率はかなり低いことから、具体的な選挙の乱用懸念がある場合には、個々の状況に応じて適切な対策を講じるべきであり、一律に供託金を課す必要性は低下しているとの指摘があった」としている。

2. 女性地方議員に関する研究

女性地方議員に関する研究は、件数として多いとは言えないが、これまで着実に積み上げられてきている。ここでは、女性地方議員に関するいくつかの研究を取り上げる。なお、本調査研究においては地方議会を主な対象としているが、部分的に国会に関する研究も取り上げている。

竹安らは、全国の男女の地方議員約6万人を対象とした悉皆調査⁵を実施し、年齢や出生地、居住年数、所属党派、加入団体等の回答者の属性や、初立候補時の悩み、立候補の理由等に至るまで様々な項目について把握し、男女間の差異を確認している。調査結果では、出生地については男性議員が「居住市区町村と同じ」場合が多い一方で女性議員は「居住市区町村とも居住都道府県とも違う場合」が多く地元出身者が少ないこと、女性議員の当選前の職業は「主婦・家事労働」が最も多く全体の2割超を占めること、加入団体がないと回答した男性議員がおよそ10%であったのに対して女性議員ではその半数であること、女性議員の最終学歴は男性議員より高いこと等が示された。また、初立候補時の悩みについて、女性議員は「議員としての力量に自信がもてない」や「知名度がない」、「家族の理解が十分得られていない」といった本人や身近な人達の問題に多くの回答が集まる一方で、男性議員は「支持団体や組織が支持してくれるか不安」、「選挙資金」といった問題で悩んでおり、「悩みはない」という回答も多い傾向が見られた。さらに立候補の理由にも男女の差があり、女性議員の場合は「支援団体や地域からの要請」、「使命感」、「政党の勧め」に回答が集中し、男性議員の場合は「支援団体や地域からの要請」、「使命感」に多くの回答が集まる一方、女性議員と異なり「以前から議員になることを考えていた」という回答も多い結果となった。

大山は、神奈川県内の全市町村議会議員829名を対象に行ったアンケート調査⁶結果を基に、女性議員の輩出に影響を及ぼす地域の構造的・制度的特性要因の検討を行っている。選

⁵竹安栄子(2004)。「地域政治のジェンダー構造—なぜ女性地方議員が少ないのか—」

⁶大山七穂(2007)。「女性の政治参画を促進、阻害する構造・制度的要因」

挙区規模に注目した分析の結果、小規模選挙区においては平均年齢が高く「議員はまちの名譽職」といった意見があるなど、選挙区の規模によって、議員の年齢構成、社会的地位、役割への期待が異なることや、小規模選挙区においては政党無所属である者が多く、知り合いなどの「つてをたどって顔の見える選挙を展開することも可能」である一方、規模の大きな選挙区においては街頭演説等により「見知らぬ人に自分の名前を覚えてもらい、投票用紙に自分の名前を書いてもらうための選挙活動が必要」とされている。このほか、政党への所属に注目した分析の結果、政党所属議員は無所属議員に比べ議員になる前の活動として「宗教団体」や「政治団体」における活動を行っている者が多くその活動を通して政党から声がかかり立候補に至る一方で、無所属議員は議員になる前の活動として自治会や町内会など地域の活動が多く友人・知人の働きかけで立候補を決心する人が多いことや、政党所属議員は政党に所属すれば政党主導の選挙となるため立候補時の問題は無所属の者に比べて小さいこと、政党所属議員に比べて無所属議員の方が自己資金の割合が高くなることも示された。また、政党所属議員は無所属議員より平均年齢が低いことから、「政党に所属している方が、若くして政治に参画できる、あるいは逆に若い人が政治に関わりを持とうとするときに、政党の支援は重要なファクターになる」と示唆されている。さらに、アンケート調査結果から女性の当選率を高める要因の分析も行われており、「歳費の低い選挙区の方が、当選率が高い、つまり当選するための競争率が低い」だけでなく「同様に女性の当選率も高い」とされており、これについて大山は、「歳費が低いと議員の『職業』としての魅力が低下する。しかし逆に、そこに女性が入り込む余地が生まれる」可能性がある」と考察している。また、候補者における女性比率が高くなると女性議員比率が低くなることも示され、「暗黙の内に、女性にもふり分けてもよい議席としての女性議員定数があるとすれば、それを超える候補者が出現すれば、当選率は大きく低下することになる。どういう条件下で、女性候補者の増加がより当選に結びつくのか、さらに精査する必要がある」と考察している。

金子は、山形県内の政党支部へのヒアリング調査や37名の女性地方議員へのアンケート調査⁷を基に、地方議会についての考察を行っている。ヒアリング調査の結果から、県下で「女性の立候補を妨げる意識・文化」として、配偶者との関係においては「山形の女性は前に出たがらないし、夫を支えるという文化である。性別役割分担意識が強く、女性に立候補を要請しても配偶者が反対する」、親の世代との関係においては「同居している舅・姑が、嫁の立候補に反対する」、就業環境においては「夫の所得水準が低いことや三世同居率が高いことから、子供を同居する親に預けての共働きが多い。パートなどで働くことがよしとされ、正社員や管理職などで活躍することは喜ばれない」を挙げている。アンケート調査の結果では、先輩議員の推薦や地域のネットワークを背景に立候補するケースが多く、選挙資金に自己資金を投じる者が多いことから「本人及びその周辺が経済的に比較的恵まれた女

⁷金子優子(2010).「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのか—山形県内の地方議会についての考察—」

性が、議員に多く当選しているということであろう」と考察している。金子は、女性議員の比率が高い神奈川県大磯町及び鎌倉市の議員に対してヒアリング調査も行っており、女性議員比率が高い要因・背景について、「両市に共通して、住民の自発的な活動が盛んで、問題意識が高い、女性の立候補を妨げない風土がある、教育水準が高い」などの点を挙げており、「地域活動へ主婦層を中心とした女性の積極的参加」が女性議員の増加に寄与していること、「神奈川県は専業主婦層が厚く、子どもが大きくなってからは地域活動に時間を割きやすい」こと等を指摘している。また、女性議員を増やす方策については、「女性議員の増加には、なにより政治は男性のものだという意識の変革、政治を身近に感じられるようにして住民の意識を高めることが必要だと指摘され、広い視野を持つ女性の育成も重要とされた」と述べている。

三浦ら⁸によると、女性議員が増えにくい要因について、「列国議会同盟が 2006～08 年に世界 110 か国 272 人の国会議員から回答を得た調査結果によると、政治家になることを阻害する要因には大きな男女差が存在する」とし「第一に、家族的責任が女性にだけ重くのしかかっている」、「第二に、女性の役割に関するジェンダー・ステレオタイプが阻害要因となっている」、「第三に、家族からの支援を受けにくいことがある」としている。また、2015 年の第 18 回統一地方選挙の男女別候補者率と当選率についての調査結果から、「女性候補者の当選率は、都道府県議会が 41%、市区議会では 99%、町村議会では 90%」であり、これを男性議員の当選率と比較すると、「女性候補者は都道府県議会選挙では苦戦しているが、市区議会および町村議会選挙の当選率は若干であるが男性候補者を上回っている」としている。一方で、全立候補者に占める女性候補者の割合と議会に占める女性議員の比率とほぼ符合していることから、「地方議会で女性議員の数が少ないのは、有権者が女性候補者に投票しないからではなく、そもそも立候補する女性があまりにも少ないことがその理由」であるとしている。

3. 諸外国の状況

諸外国の議会に関する研究については、主に国会に関するものであるが、直近の内閣府によるフランス、ドイツ、韓国、オランダ、アメリカ、スウェーデン、イギリスの 7 か国の女性活躍推進に係る取組に関する調査⁹（内閣府，2015）がある。これによると、2014 年現在で、調査対象 7 か国のうち国会議員の女性比率が 30%を超えている国はドイツ（下院 36.5%）、オランダ（下院 38.7%及び上院 36.0%）、スウェーデン（44.7%）であり、それ

⁸ 三浦まり(編)(2016). 『日本の女性議員 どうすれば増えるのか』朝日新聞出版

⁹ 内閣府男女共同参画局(2015). 「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」

ら7か国の地方議会議員の女性比率は、国会議員の女性比率よりも高い、または、ほぼ同等であった。これらの国々とは対照的に、我が国における地方議会議員の女性比率は、国会議員の女性比率よりも低かった。

各国の取組について見ると、フランスと韓国の2カ国は、法律によるクオータ制（性別による候補者数や議席数の割当制）を導入しており、比例代表名簿の男女の割合や男女の順位等を定めるほか、小選挙区において、男女の立候補者比率をほぼ半数（49%～51%）にすることを求め、違反した政党には政党交付金の減額や（フランス）、立候補者の30%を女性に割り当てた政党に女性候補推薦補助金を追加支給（韓国）していた。また、ドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリスの4カ国では、政党が党綱領等により立候補者数の女性割合を決めるといった政党による自律的なクオータ制が導入されていた。

図表 4 各国の政治分野における女性活躍推進に係る取組

フランス	パリテ法制定 国民議会（小選挙区制度）の男女候補は半数、元老院（比例代表制度）は男女同数候補および男女交互記載。
	男女同数でない政党の減額率が、2007年に50%から75%、2014年に75%から150%へ。
ドイツ	1980年代後半から、政党が綱領等にてクオータ制を規定している。連邦議会は小選挙区比例代表併用制のため、政党は、綱領等に則って、比例代表名簿に女性候補者を掲載している（2014年末、連邦議会の女性議員比率は36.5%）。
オランダ	政党の中には独自にクオータ制など女性議員を増加するための政策を取るところがあり、このことが、比例代表制という政党に重点を置く選挙制度のもとにあって女性議員を増やすことにつながっている。
韓国	国政選挙は、小選挙区比例代表並立制である。政党は、2000年の政党法改正を契機に、公職選挙法にて比例名簿の50%を女性に割り当て、奇数を女性候補者とするのが定められている。小選挙区では、候補者の30%を女性に割り当てることが求められている。また、女性候補者の公認数が増えれば補助金の追加がある。ただし、罰則規定がないため、順守されていない（2014年の女性国会議員比率 16.3%）。
スウェーデン	自由党が党の全ての機関と幹部会の要職に少なくとも40%は女性にするとの指針を定め、これに追従する形で社会民主労働党や左翼党等、他の政党にもクオータ導入の流れが広がった。
	緑の党と左翼党が党綱領でクオータを規定し、その後、1993年に社会民主労働党等にも党綱領によるクオータが広がった。

イギリス	労働党が、1988年に選挙区で女性候補者が推薦された場合、必ず公認候補者名簿に掲載するとしたことがクォータ制の始まりだった。
	労働党の「女性のみの公認候補者名簿」が性差別禁止法違反の判決を受けたことから、2002年に同法は改正され、選挙候補者については性差別にあたらないとされた。現在は、保守党、自由民主党とも、公認候補者に係るクォータを実施している。
アメリカ	1980年の党大会において民主党は、民主党大会において男女の代表者が半数ずつとなることを党憲章で保障し、党大会における女性の割合を男女同数とした。また、共和党も民主党の動きに呼応して、党大会における女性の割合拡大を推進した。

※内閣府男女共同参画局(2015)「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」
付属資料1を加工して作成

4. 地方議会の状況及び女性地方議員に関する研究等に基づく観点

前述の地方議会の状況、女性地方議員に関する研究等から、地方議会において女性議員の割合が少ない要因の検討に際して様々な観点を得ることができる。これらの観点を本調査研究の目的に基づき、後述の企画委員会での議論等も踏まえて以下の3点に集約し、調査の設計及び分析を行うこととする。

- ① 女性の政治参画に対する周囲（家族や地域、男性議員等）の意識や理解
- ② 議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立
- ③ 選挙活動や議員活動をする上での経済的側面

なお、本来は、例えば、地方政治に参画していない女性（地方政治に参画しようと思わなかった女性、地方政治に参画しようと思ったが何らかの理由でやめた女性）を対象にした調査を行うことが、より明確に地方議会において女性議員の割合が少ない要因に関する情報を得られるとも考えられるが、今回の調査研究では、現役の女性地方議員を対象に実態把握のためのアンケート調査を行い、年齢や当選前の職業などの属性、所属議会や所属政党などの基本情報、選挙時や議員活動において自身が抱える課題や女性地方議員が少ない原因として考える理由等を詳しく調べることとした。

Ⅲ 調査の内容

1. 企画委員会の設置

本調査研究を効果的に遂行するため、有識者を委員とする企画委員会を設置した。企画委員会においては、本調査研究の方針、アンケート調査及びヒアリング調査の設計、調査結果の分析等に関して検討を行った。図表5に企画委員会の委員名簿を掲載する。

図表 5 企画委員会委員名簿（敬称略、五十音順）

大木 直子	お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研究所特任講師
片木 淳（委員長）	早稲田大学政治経済学術院教授
国広 陽子	武蔵大学名誉教授・元東京女子大学教授
久保 公子	公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター事務局長

2. アンケート調査

（1）目的

女性地方議員の実態把握を行い、地方議会において女性議員の割合が少ない要因を検討することを目的として、女性地方議員を対象としたアンケート調査を実施した。具体的には、①「地方政治に参画している女性人材」を把握するために、「現役地方議員が地方政治に参画した背景や契機」及び「議会等が実施する女性の参画を促進する啓発活動やロールモデル情報の発信等の取組実績」について質問し、②「女性が議員活動（立候補や選挙など議員になるための活動を含む）を行う環境」の実情を把握するために、「現役女性地方議員が認識している議員活動における環境面での課題」及び「議会等が実施する議会運営や議員活動支援等に関して環境整備につながる取組実績」について質問した。また、③女性の政治参画を妨げる要因を探るため「女性地方議員が少ない原因と考えられる理由」についても質問した。

（2）方法

① アンケート票の設計

企画委員会における議論を経て、アンケート票を作成した。アンケート票の構成を図表6に示す。

図表 6 アンケート票の構成

- | |
|--|
| I. 選挙活動について |
| Q 1. 立候補の理由
その他の立候補の理由 |
| Q 2. 選挙費用のうち、自己資金以外の調達方法
自己資金の割合 |
| Q 3. 立候補を決める段階から選挙期間中における課題
その他の課題 |
| II. 議員活動や議員活動を行う環境について |
| Q 4. 会期・開催日程の出席しやすさ |
| Q 5. 議員として現在特に力を入れて取り組んでいる分野 |
| Q 6. 過去3年間に携わった議案の提出回数 |
| Q 7. 過去1年間の議会での質問回数 |
| Q 8. 所属議会における議長や副議長、委員会委員長等の役職経験 |
| Q 9. 議員報酬の金額の充足感 |
| Q10. 所属議会における政務活動費の有無
政務活動費の充足感 |
| Q11. 議員活動に必要な知識を得るための研修や情報提供の状況
議員活動を行う上で得られると良いと考える知識 |
| Q12. 所属議会における条例の制定や調査等の議員活動を支援する機能の有無 |
| Q13. 所属議会におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会の実施の有無 |
| Q14. 議員に対する産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇の条例や議会の規定等における明文化の有無 |
| Q15. 所属議会における託児所の状況 |
| Q16. 所属議会における授乳室の状況 |
| Q17. 所属議会における女性用トイレの状況 |
| Q18. 女性議員が活動を行うための環境整備として所属議会または所属政党が行っている取組、これから必要と考える取組や制度 |
| Q19. 議員活動を行う上での課題
その他の課題 |
| Q20. 地方議会において理想と考える女性議員の割合 |
| Q21. 女性地方議員が少ない原因として考える理由 |
| Q22. 女性地方議員が増えるための決め手と考えること |
| Q23. 所属議会や所属政党における地方議会への女性の参画促進に係る取組の実施状況 |

- Q24. Q23 以外の、所属議会や所属政党における地方議会への女性の参画促進に係る取組の実施状況
- Ⅲ. 回答者自身について
- Q25. 年齢
- Q26. 現在の所属議会
- Q27. 現在の所属議会名
- Q28. 現在の所属政党
- Q29. 現在の加入団体
所属団体内での役職経験の有無
- Q30. 現在の選挙区における居住年数
- Q31. 最終学歴
- Q32. 初当選時の婚姻状況
- Q33. 現在の婚姻状況
- Q34. 初当選時の子どもの有無
初当選時の子どもの年齢
- Q35. 地方議会議員に初当選後の出産の有無
- Q36. 初当選前の雇用形態
初当選直前に従事していた業種
初当選後の兼業の有無
- Q37. これまでの立候補回数と当選回数
- Q38. 家族や親族における首長・議員経験者の有無

「Ⅰ. 選挙活動について」では、地方議会議員に初当選した際の選挙活動についての質問を設けた。なお「選挙活動」とは、選挙準備や選挙運動を含む、選挙のための活動全般を指すものと定義した。「Ⅱ. 議員活動や議員活動を行う環境について」以降では、現在の議員活動についての質問を設けた。なお、「議員活動」とは、地方議会議員として行う活動全般を指すものと定義した。

② 調査の対象者

全国の女性地方議員 4,170 名（平成 28 年 12 月 31 日時点）を対象とした。結果として、1,651 件のアンケート票を回収し、回収率は 39.6%であった（平成 29 年 10 月 16 日到着分まで）。

③ 調査の実施方法

(ア) 内閣府より、女性地方議員が所属する議会事務局（1,438 箇所（平成 28 年 12 月

31日時点)) に対し調査資料一式(予備1部を含む。)を送付し、各議会事務局を通じて所属する女性議員にアンケート票を配付。

(イ) 議会事務局からアンケート票を受領した女性議員は、アンケート票への回答後、同封の返信用封筒を用いて回答済みの調査票を内閣府へ送付。

※ 資料の追加送付を希望する議会事務局(平成28年12月31日時点で女性議員が0名だった議会を含む。)に対しては、別途、資料を追加で送付した。また、9議会事務局について、平成28年12月31日以降の改選により女性議員が不在となった旨の連絡があった。

④ 調査の実施時期

平成29年9月20日から平成29年10月11日(当日消印有効)まで

3. ヒアリング調査

(1) 目的

アンケート調査で把握した項目のうち、取組に関する項目である「議会等が実施する女性の参画を促進する啓発活動やロールモデル情報の発信等の取組」及び「議会等が実施する議会運営や議員活動支援等に関して環境整備につながる取組」について、具体的な取組を確認しその内容を調べるため、アンケート調査の分析結果を基にヒアリング調査を実施した。

(2) 方法

① 調査対象の決定

アンケート調査の「議会等が実施する女性の参画を促進する啓発活動やロールモデル情報の発信等の取組」及び「議会等が実施する議会運営や議員活動支援等に関して環境整備につながる取組」に関する質問の回答や、報道等から収集した情報に基づき、地方議会において女性議員を増やす取組として有効と考えられるものを抽出した。抽出に際しては、「効果があるか」「他でも実施できるか」等を考慮した。

② 調査の対象

事例1：夜間・休日を活用した議会運営の取組【長野県喬木村議会】

事例2：女性議会開催の取組【富山県南砺市議会】

事例3：議会における育児支援の取組【沖縄県北谷町議会】

③ 調査の実施方法

電話等による予備調査を事前に実施した後、対面（1時間程度）または書面での調査を内閣府が直接実施した。

④ 調査の実施時期

平成30年1月中旬から2月中旬まで

4. 国内外の関連情報の収集

国内外における研究論文、書籍及び公開情報の収集により、政治分野における男女共同参画の推進に関する既存の研究及び調査に基づくデータ等を収集した。特に、諸外国の選挙制度の概要等を収集した。

IV 調査結果

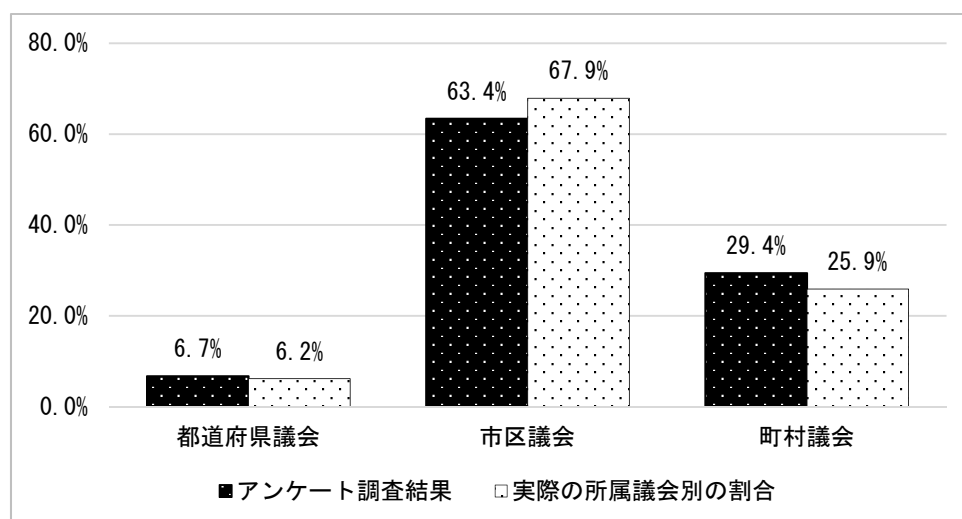
1. アンケート調査結果

(1) 回答者の属性

① 所属議会

回答者の所属議会は、「都道府県議会」が6.7%、「政令指定都市議会」が5.0%、「市区議会」が58.4%、「町村議会」が29.4%であった（以下、単純集計の結果は「Ⅶ参考資料」の単純集計表を参照のこと）。なお、本調査の回答者の所属議会を都道府県議会、市区議会、町村議会ごとに実際の女性議員数の分布¹⁰と比較したところおおむね一致しており（図表7）、本アンケート調査では我が国の女性議員の実態に即した所属議会分布のサンプルが収集できたと考えることができる。

図表 7 所属議会別の女性議員比率



※比率は全地方議会の女性議員数を合計して算出した。

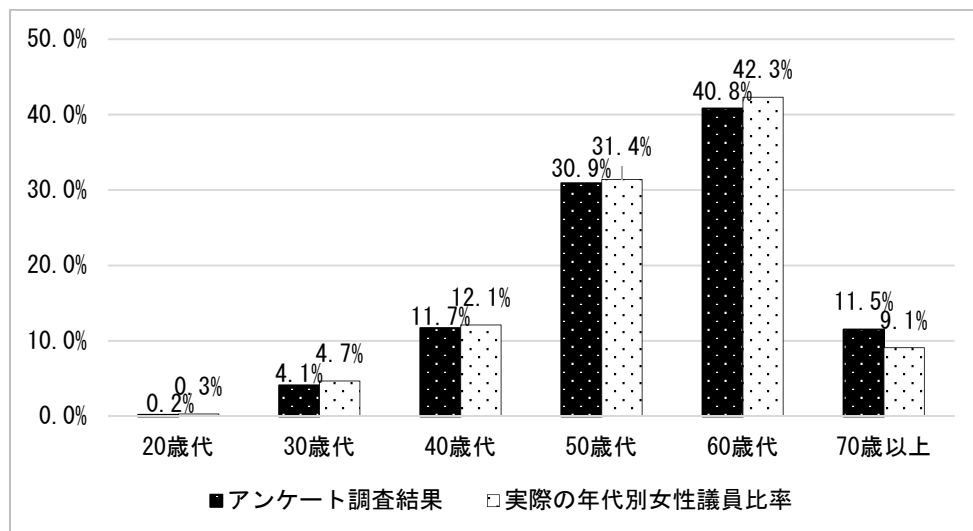
② 年齢

回答者の年齢は70歳以上が11.5%、60歳代が40.8%、50歳代が30.9%、40歳代が11.7%、30歳代が4.1%、20歳代が0.2%であり、60歳代が最も多かった。平均年齢は町村議会、市区議会、政令指定都市議会、都道府県議会の順に高い傾向がある。なお、本調査の回答者の年齢分布を都道府県議会、市区議会、町村議会ごとに実際の年齢分布¹⁰と比較したところおおむね一致しており（図表8）、本アンケート調査では我が

¹⁰「都道府県議会提要」（数字は平成29年7月1日現在のもの）、「市議会議員の属性に関する調」（数字は平成29年8月集計のもの）、「第62回町村議会実態調査結果の概要」（数字は平成28年7月1日現在のもの）のデータを参照した。

国の女性議員の実態に即した年齢層のサンプルが収集できたと考えることができる。

図表 8 地方議会における年代別の女性議員比率



※比率は全地方議会の女性議員数を合計して算出した。

③ 最終学歴

回答者の最終学歴は、高校が最も多く 32.0%、4年生制大学が 29.1%、短大が 18.7%、専門学校が 12.0%、大学院が 5.4%、中学が 0.9%であった。最終学歴は回答者の年齢により傾向が異なり、20歳代から50歳代においては最終学歴が4年制大学である場合が最も多い(20歳代において4年制大学である場合は50.0%、30歳代は39.7%、40歳代は42.5%、50歳代は32.9%)が、60歳代、70歳代においては高校である場合が最も多い(60歳代において高校である場合は37.8%、70歳代は46.3%)。また、回答者の所属議会によっても異なり、都道府県議会、政令指定都市議会、市区議会においては4年制大学である場合が最も多い(順に44.1%、47.6%、32.4%)が、町村議会においては高校である場合が最も多い(44.7%)。

④ これまでの当選回数

これまでの当選回数は平均すると3.01回であるが、中には10回以上当選している回答者もいる。当選回数が3回以下である回答者は全体の59.9%と過半数を超える。なお、当選回数は、都道府県議会(3.85回)、政令指定都市議会(2.99回)、市区議会(2.98回)、町村議会(2.87回)の順で多い傾向があった。

⑤ 現在の選挙区における居住年数

現在の選挙区における居住年数は平均で35.07年であり、年齢別に見ると、20代の回答者の居住年数の平均は11.50年、30歳代は22.08年、40歳代は25.72年、50歳

代は 31.1 年、60 歳代は 39.02 年、70 歳代は 46.75 年であり、生まれた地とは別の地で議員になる者が多いと言える。なお、議会ごとに居住年数の平均を見ると、政令指定都市議会において居住年数が少なかった（都道府県議会は 35.42 年、政令指定都市議会は 28.25 年、市区議会は 34.28 年、町村議会は 37.73 年）。

⑥ 現在の所属政党

回答者のうち現在政党に所属している者は 61.5%であり、無所属は 34.9%であった¹¹。なお、無所属との回答は特に町村議会において多い結果となった（都道府県議会に所属する者のうち政党無所属との回答は 13.5%、政令指定都市議会では 13.4%、市区議会では 32.3%、町村議会では 49.2%）。なお、政党に所属している者と無所属の者とは、年齢や居住年数について差はあまり見られなかった¹²。

⑦ 加入している団体での役職経験

団体への加入及び団体での役職経験については、回答者の 91.5%が何らかの団体に所属していると回答し、そのうちの 74.1%が役職経験ありと回答している。役職経験ありと回答した者の割合は、特に町村議会において高かった（都道府県議会 73.2%、政令指定都市議会 77.5%、市区議会 71.5%、町村議会 78.8%）。

⑧ 初当選時の婚姻状況

初当選時の婚姻状況を見ると、80.0%が配偶者あり（事実婚含む）と回答している。所属議会ごとに見ると、町村議会（85.6%）、市区議会（79.5%）、政令指定都市議会（73.2%）、都道府県議会（68.5%）の順に、配偶者がいると回答した者の割合が高かった。

⑨ 初当選時の子どもの有無

初当選時の子どもの有無については、81.6%が子ありと回答しているが、初当選時の子どもの年齢は平均で 18.43 歳であり、初当選時に子どもがいたとの回答のうち、子の年齢が 18 歳以上であるとの回答は合計で 51.7%となり、育児がひと段落した後に議員となる回答者が半数を占めた。初当選時に子どもがいた回答者のうち、子が未就学児（5 歳以下の子をいう。以下同じ。）であるとの回答は合計で 10.4%であった。なお、

¹¹政党に無所属であると回答した者の中にも、何らかの会派に属している場合や国会議員等とのつながりがあり支援が得られる場合があったり、いずれかの政党に所属していると回答した者の中にも、無所属で当選した後になって政党に所属する場合があったりすることから、結果の解釈には注意が必要である。

¹²年齢については、年代別で見たときに政党所属者と無所属者との最も差があった 50 代でも、政党所属者 32.9%、無所属者 26.5%であり、その差は 6.4%しかなかった。居住年数については、政党所属者の平均が 34.7 年、無所属者の平均が 36.9 年であった。

初当選後に出産した回答者は全体の5%にとどまった。

⑩ 初当選前の雇用形態

初当選前の雇用形態については被雇用者が42.3%、無職が32.8%、自営業・会社経営が23.0%であった。なお、無職と回答した者の89.9%が初当選時に配偶者ありと回答していたため、ほとんどの者がいわゆる専業主婦であったと考えることができる。所属議会別に確認すると、無職と回答した者の割合は町村議会で特に高い結果となっている（都道府県議会に所属する回答者のうち無職と回答した者は28.8%、政令指定都市議会では24.4%、市区議会では33.2%、町村議会では34.8%）。また、自営業・会社経営と回答した者は、被雇用者、無職と回答した者に比べて政党に所属していない者が多かった（自営業・会社経営者のうち政党無所属と回答した者は43.5%、被雇用者は33.1%、無職は32.5%）。

⑪ 初当選後の兼業の有無

初当選後の兼業については、56.2%が初当選に伴い離職と回答している。初当選前の雇用形態により違いが見られ、自営業・会社経営と回答した者で初当選に伴い離職したと回答した者は23.0%であるのに対し、被雇用者と回答した者のうち初当選に伴い離職した者は74.2%に上っている。当選前にいわゆる会社員であった者は、当選後に仕事を辞める場合が多いことが示された。なお、初当選後も兼業していると回答した者の割合は、町村議会（53.9%）、市区議会（33.1%）、政令指定都市議会（17.7%）、都道府県議会（14.5%）の順に高かった。

（２）選挙に立候補した理由

① 全体の集計結果

立候補の理由として多く回答を集めたのが「議員となり課題を解決したいという使命感」であり、あてはまる¹³との回答が全体の88.9%に上った。同様に、「地方議会に女性の声を反映させるため」が79.4%、「政党や所属団体、地域等からの要請」が72.2%と、立候補の理由として多くの回答を得る結果となった。

他方、「家族や知人の後継」といった理由から立候補した者や、「政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加したことをきっかけに」、「ロールモデルとなる人物に影響を受けて」といった理由から立候補した者は少なかった（順に、理由としてあてはまるとの回答は、22.8%、11.3%、17.7%）。

¹³ 「あてはまる」と「ややあてはまる」を合計した。以下、「あてはまる」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

図表 9 立候補の理由

1. 議員となり課題を解決したいという使命感 (88.9%)
2. 地方議会に女性の声を反映させるため (79.4%)
3. 政党や所属団体、地域等からの要請 (72.2%)
4. 家族や知人の後継 (22.8%)
5. ロールモデルとなる人物に影響を受けて (17.7%)
6. 政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加したことをきっかけに (11.3%)

② 属性別のクロス集計結果¹⁴

(ア) 年代別

回答者の年齢を 20 歳代～40 歳代の若年層と 50 歳代の中老年層に分けて比較したところ、「政党や所属団体、地域等からの要請」が立候補の理由としてあてはまると回答した者の割合は、20 歳代～40 歳代の回答者の方が低かった。また、「地方議会に女性の声を反映させるため」が立候補の理由としてあてはまると回答した者の割合は、20 歳代～40 歳代の回答者の方が少なかった。その一方で、「家族や知人の後継」、「ロールモデルとなる人物に影響を受けて」、「政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加したことをきっかけに」が立候補の理由としてあてはまると回答した者の割合は、20 歳代～40 歳代の回答者の方が高かった。

図表 10 立候補の理由の年代別クロス集計

	20 代～ 40 代	50 代 以上
立候補理由:政党や所属団体、地域等からの要請(%)	58.5	74.6
立候補理由:地方議会に女性の声を反映するため(%)	72.8	80.7
立候補理由:家族や知人の後継(%)	26.8	21.8
立候補理由:ロールモデルとなる人物に影響を受けて(%)	25.7	16.2
立候補理由:政治塾や模擬議会、政策参画に係るシンポジウム等に参加した(%)	15.5	10.5

¹⁴ 以降のクロス集計においては、10%以下の水準で有意差が見られた結果についてとりあげている。なお、ここでの「有意差が見られた」とは、今回のアンケート調査のクロス集計結果において「一定程度の確率で単なる偶然や誤差により生じたものではないと考えられる差」が見られたことをいう。

(イ) 所属議会別

立候補の理由として「政党や所属団体、地域等からの要請」が理由としてあてはまると回答した者の割合は、都道府県議会所属の回答者及び政令指定都市議会所属の回答者において高かった。「ロールモデルとなる人物に影響を受けて」が理由としてあてはまると回答した者の割合は、都道府県議会や政令指定都市議会に所属する回答者の方が、市区議会や町村議会に所属する回答者よりも高かった。一方、「政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウムに参加したことをきっかけに」が理由としてあてはまると回答した者の割合は、都道府県議会において低い結果となった。

図表 1 1 立候補の理由の所属議会別クロス集計

	都道府 県議会	政令指 定都市 議会	市区議 会(「政 令指定 都市議 会」以 外)	町村議 会
立候補理由:政党や所属団体、地域等からの要請(%)	80.2	85.4	73.0	66.3
立候補理由:ロールモデルとなる人物に影響を受けて(%)	25.2	22.0	19.0	13.0
立候補理由:政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加した(%)	3.6	12.2	12.5	10.3

(ウ) 加入団体における役職経験の有無別

立候補の理由として、「政党や所属団体、地域等からの要請」があてはまると回答した者の割合は、団体内での役職経験がある回答者の方が、役職経験がない回答者に比べて高い結果となった。

図表 1 2 立候補理由の加入団体における役職経験の有無別クロス集計

	あり	なし
立候補理由:政党や所属団体、地域等からの要請(%)	75.6	65.3

(エ) 現在の選挙区における居住年数別

立候補の理由として、「議員となり課題を解決したいという使命感」があてはまるとの回答や、「地方議会に女性の声を反映させるため」が理由としてあてはまると回答した者の割合は、居住年数の短い(10年未満)の回答者に比べて、居住年数の長い(10年以上)の回答者の方が高かった。

図表 1 3 立候補理由の現在の選挙区における居住年数別クロス集計

	10年未満	10年以上
立候補理由:議員となり課題を解決したいという使命感(%)	85.7	89.5
立候補理由:地方議会に女性の声を反映させるため(%)	66.2	80.2

(オ) 初当選時の子ども(未就学児)の有無別

初当選時に子どもが未就学児であった回答者に注目すると、立候補の理由として、「家族や知人の後継」や「ロールモデルとなる人物に影響を受けて」があてはまると回答した者の割合が、その他の回答者に比べて高かった。

図表 1 4 立候補理由の初当選時の子ども(未就学児)の有無別クロス集計

	0~5歳	6歳以上	子どもなし
立候補理由:家族や知人の後継(%)	30.7	21.9	21.7
立候補理由:ロールモデルとなる人物に影響を受けて(%)	22.9	16.4	21.3
立候補理由:政党や所属団体、地域等からの要請(%)	70.7	72.9	69.2
立候補理由:地方議会に女性の声を反映させるため(%)	80.7	81.7	69.2

(カ) 初当選前の雇用形態別

立候補の理由として、「政党や所属団体、地域等からの要請」があてはまると回答した者の割合は、被雇用者あるいは無職である回答者に比べて、自営業者・会社経営者である回答者の方が低かった。

図表 1 5 立候補理由の初当選前の雇用形態別クロス集計

	自営業・会社経営	被雇用者	無職
立候補理由:政党や所属団体、地域等からの要請(%)	60.7	77.4	73.2

(キ) 初当選後の兼業の有無別

立候補の理由として、「政党や所属団体、地域等からの要請」があてはまると回答した者の割合は、初当選後も兼業している回答者に比べて、初当選に伴い離職した回答者の方が高かった。

図表 1 6 立候補理由の初当選後の兼業の有無別クロス集計

	初当選に伴い離職	初当選後も兼業 & 被雇用者	初当選後も兼業 & 自営業・会社経営
立候補理由: 政党や所属団体、地域等からの要請 (%)	81.3	57.8	58.6
立候補理由: 政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加した (%)	10.4	18.0	13.1
立候補理由: 地方議会に女性の声を反映させるため (%)	79.3	79.7	80.2

(ク) 議会における女性議員比率別

女性議員比率の低い議会に所属する者ほど、「地方議会に女性の声を反映させるため」ということを理由として立候補する者が多い傾向があった。

図表 1 7 立候補理由の議会における女性議員比率別クロス集計

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
立候補理由: 地方議会に女性の声を反映させるため (%)	86.2	82.0	71.6

(3) 立候補から選挙期間中の課題、現在の議員活動における課題、女性議員が少ない原因として考えられる理由

① 全体の集計結果

本調査では、「立候補から選挙期間中」の課題と「現在」の課題との2つの時点の課題について尋ねた。その結果、図表 1 8にあるとおり、立候補から選挙期間中においては、「知名度がない」、「自分の力量に自信が持てない」、「選挙活動の方法が分からない」、「仕事や家事等があり選挙活動にかける時間がない」といった事柄が、現在においては、「専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない」、「議員活動に係る資金が不足している」、「議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい」といった事柄が課題として認識されている割合が高い傾向にあった。一方で、いずれの時点においても、家族や地域、政党といった周囲の理解やサポートの不足が課題として認識されている割合が低い結果となった。また、回答者自身の認識している課題のほかに、女性地方議員が少ない原因として考えられる理由（つまり、女性地方議員自身の状況と切り離れた一般論としての課題）についても尋ねているが、その結果、「議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい」、「家族や周囲の理解を得づらい」、「政治

は男性が行うものという固定的な考え方が強い」といった事柄を課題として認識している割合が高い傾向にあった。

図表 1 8 立候補から選挙期間中の課題、現在の議員活動における課題、女性議員が少ない原因として考えられる理由

立候補から選挙期間中の課題	現在の議員活動における課題	(一般論として)女性地方議員が少ない原因として考えられる理由
1. 知名度がない (57.5%)	1. 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない (59.0%)	1. 議員活動と家庭生活 (子育てや介護等) との両立が難しい (78.6%)
2. 自分の力量に自信が持てない (39.7%)	2. 議員活動に係る資金が不足している (40.1%)	2. 家族や周囲の理解を得づらい (73.4%)
3. 選挙活動の方法が分からない (38.4%)	3. 議員活動と家庭生活 (子育てや介護等) との両立が難しい (35.1%)	3. 政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い (59.1%)
4. 仕事や家事等があり選挙活動にかける時間がない (38.1%)	4. 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある (29.6%)	4. 研修や勉強会等の女性候補者を育成するための機会が少ない (48.3%)
5. 仕事を辞めなければならない (30.6%)	5. 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない (29.3%)	5. 立候補に必要な資金を調達する負担が大きい (44.0%)
6. 選挙資金の不足 (28.7%)	自分の力量に自信が持てない (29.3%)	6. 選挙制度が女性にとって不利である (18.7%)
7. 地域の理解やサポートが得られない (23.2%)	7. 男性議員の理解やサポートが得られない (22.8%)	7. その他 (13.0%)
8. 家族の理解やサポートが得られない (16.5%)	8. 地域の理解やサポートが得られない (11.3%)	
9. 政党や後援会のサポートが得られない (8.7%)	9. 家族の理解やサポートが得られない (10.3%)	

このほかに、自由記述による回答もあり、関連する概念ごとにグループ化して整理した。図表 1 9 に、自由記述から得られた、選択肢で示した事項以外の課題等を紹介する。

図表 19 立候補から選挙期間中の課題、現在の議員活動における課題、女性議員が少ない原因として考えられる理由の自由記述の内容

立候補から選挙期間中の課題	現在の議員活動における課題	(一般論として) 女性地方議員が少ない原因として考えられる理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会議員・県議会議員・男性議員との連携が大変である ・ 妨害・いやがらせ・セクハラを受ける ・ 地域特有の慣習・選挙スタイルがある ・ 人員確保・協力体制作りが難しい ・ 女性・若い世代が立候補することの理解が得づらい ・ 家事・育児・介護との両立が難しい ・ 選挙活動に制約が多い、選挙活動が精神的・体力的につらい ・ 選挙までの準備時間が不足 ・ プライバシーを公開する必要がある ・ 他候補の選挙違反が取り締まられない ・ 地元の課題把握が難しい ・ 旧姓でないと認識されない ・ 議員の仕事内容が分からない ・ 活動拠点の確保が難しい等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古くからの慣例・慣習・因習がある ・ 相談相手・仲間がいない ・ 政党・後援組織からのサポートが得られない ・ 政治に対する市民の意識が低く・理解がない ・ 議員としての仕事量が多すぎる ・ 移動負担が大きい ・ 他の仕事との両立が難しい・禁止されている ・ 心身の体調管理が難しい ・ 高齢による衰えを感じる ・ 議会や他の議員の意識・資質を変える必要がある ・ 議会事務局の体制を強化する必要がある ・ 活動拠点の確保が難しい等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古くからの慣習や女性に対する固定観念がある ・ 家族や周囲・後援組織の理解を得づらい ・ 政党による女性に対する支援が弱い ・ 政治参画・男女共同参画に関する教育・理解・情報発信が浸透していない ・ 女性の後継者作りが難しい ・ 指導的立場・経験・機会・ネットワークが少ない ・ 議員としての収入が少ない ・ 政治や議員に対する関心・意欲が低い ・ 選挙活動が大変である ・ 結婚による転居や姓の変更が不利である ・ 議員としての資質がない等

② 属性別のクロス集計結果

(ア) 立候補から選挙期間中の課題

i) 年代別

20歳代～40歳代の回答者に注目すると、中でも「選挙資金の不足」や「仕事や家事等があり選挙活動にかける時間がない」、「選挙活動の方法が分からない」、「家族の理解やサポートが得られない」、「仕事を辞めなければならない」、「知名度がない」については、50歳代以上の回答者と比べて、課題となった¹⁵と回答した者の割合における差が大きかった。

¹⁵ 「大いに課題となった」と「やや課題となった」を合計した。以下、「課題となった」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

図表 2 0 立候補から選挙期間中の課題の年代別クロス集計

	20代～ 40代	50代 以上
課題:選挙資金の不足(%)	43.0	25.7
課題:仕事や家事等があり選挙活動にかける時間がない(%)	58.5	34.0
課題:選挙活動の方法が分からない(%)	54.3	35.4
課題:家族の理解やサポートが得られない(%)	24.9	14.8
課題:仕事を辞めなければならない(%)	40.4	28.5
課題:知名度がない(%)	65.7	55.8
課題:地域の理解やサポートが得られない(%)	26.4	22.6
課題:政党や後援会のサポートが得られない(%)	12.8	8.0

なお、有意差は見られないものの、20歳代～40歳代の回答者の回答に注目すると、全体の単純集計結果と比べて、すべての項目において課題となったと回答した者の割合が高かった。

ii) 所属議会別

「選挙活動の方法が分からない」について、町村議会に所属する回答者が課題となったと回答した者の割合は、その他の議会に所属する回答者に比べて高かった。他方で、「知名度がない」ことについては、町村議会に所属する回答者において課題となったと回答した者の割合は、その他の議会に所属する回答者に比べて低かった。また、政令指定都市議会に所属する回答者においては、その他の議会に所属する回答者に比べて、「政党や後援会のサポートが得られない」を課題となったと回答した者の割合が高かった。

図表 2 1 立候補から選挙期間中の課題の所属議会別クロス集計

	都道府 県議会	政令指 定都市 議会	市区議 会(「政 令指定 都市議 会」以 外)	町村議 会
課題:選挙活動の方法が分からない(%)	29.7	35.4	37.9	42.2
課題:知名度がない(%)	51.4	62.2	62.2	48.4
課題:政党や後援会のサポートが得られない(%)	9.9	11.0	8.6	8.4

iii) 加入団体における役職経験の有無別

役職経験のない回答者においては、特に「選挙資金の不足」や「知名度がない」について、役職経験のある回答者と比べて、課題となったと回答した者の割合が高かった。

図表 2 2 立候補から選挙期間中の課題の加入団体における役職経験の有無別クロス集計

	あり	なし
課題:選挙資金の不足(%)	24.9	38.0
課題:知名度がない(%)	54.3	66.6
課題:選挙活動の方法が分からない(%)	35.8	43.8
課題:家族の理解やサポートが得られない(%)	14.5	19.8
課題:地域の理解やサポートが得られない(%)	21.5	26.4
課題:政党や後援会のサポートが得られない(%)	7.0	11.9
課題:自分の力量に自信が持てない(%)	37.6	45.9
課題:仕事を辞めなければならない(%)	29.7	37.1

なお、有意差は見られないものの、役職経験のない回答者の回答に注目すると、全体の単純集計結果と比べて、すべての項目において課題となったと回答した者の割合が高かった。

iv) 現在の選挙区における居住年数別

現在の選挙区における居住年数が 10 年未満の回答者を見てみると、10 年以上の回答者に比べて、「選挙資金の不足」や「知名度がない」ことが課題となったと回答した者の割合が高かった。

図表 2 3 立候補から選挙期間中の課題の現在の選挙区における居住年数別クロス集計

	10 年未満	10 年以上
課題:選挙資金の不足(%)	36.4	27.2
課題:知名度がない(%)	77.9	57.4

v) 配偶者の有無別

初当選時に配偶者がいない回答者は、配偶者がいる回答者に比べて、「政党や後援

会のサポートが得られない」、「仕事をやめなければならない」を課題となったと回答した者の割合が高かった。一方で、配偶者のいる回答者の方が、「仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない」が課題となったと回答した者の割合が高かった。

図表 2 4 立候補から選挙期間中の課題の配偶者の有無別クロス集計

	配偶者あり(事実婚含む)	配偶者なし
課題:政党や後援会のサポートが得られない(%)	7.8	13.0
課題:仕事を辞めなければならない(%)	29.7	34.0
課題:仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない(%)	40.0	28.9

vi) 初当選時の子ども(未就学児)の有無別

初当選時に子どもが未就学児であった回答者に注目すると、「仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない」や「仕事を辞めなければならない」について、その他の回答者に比べて、課題となったと回答した者の割合が高かった。

図表 2 5 立候補から選挙期間中の課題の初当選時の子ども(未就学児)の有無別クロス集計

	0~5歳	6歳以上	子どもなし
課題:仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない(%)	60.7	37.0	30.1
課題:仕事を辞めなければならない(%)	34.3	29.8	32.5
課題:選挙活動の方法が分からない(%)	30.7	38.6	41.6

vii) 初当選前の雇用形態別

被雇用者であった回答者は、その他の回答者に比べて、「自分の力量に自信が持てない」や「知名度がない」、「仕事を辞めなければならない」が課題となったと回答した者の割合が高かった。また、自営業・会社経営者であった回答者は、その他の回答者に比べて、「選挙資金の不足」、「仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない」、「選挙活動の方法が分からない」について課題となったと回答した者の割合が高かった。

図表 26 立候補から選挙期間中の課題の初当選時の雇用形態別クロス集計

	自営業・ 会社経営	被雇用 者	無職
課題:自分の力量に自信が持てない (%)	31.4	46.3	36.2
課題:知名度がない(%)	47.5	64.9	53.9
課題:仕事を辞めなければならない (%)	24.8	49.6	9.6
課題:選挙資金の不足(%)	33.2	29.8	24.5
課題:仕事や家事等があり選挙活動に かける時間がない(%)	42.2	41.0	31.9
課題:選挙活動の方法が分からない (%)	47.2	37.5	33.9

viii) 初当選後の兼業の有無別

初当選後も兼業している自営業・会社経営者である回答者は、その他の回答者に比べて、「選挙資金の不足」が課題となったと回答した者の割合が高かった。また、初当選後も兼業している被雇用者である回答者は、その他の回答者に比べて、「仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない」が課題となったと回答した者の割合が高かった。他方で、初当選に伴い離職した回答者は、その他の回答者と比べて、「自分の力量に自信が持てない」、「知名度がない」、「仕事を辞めなければならない」が課題となったと回答した者の割合が高かった。また、初当選後も兼業している回答者は、離職した回答者に比べて、「選挙活動の方法が分からない」が課題となったと回答する者の割合が高かった。

図表 27 立候補から選挙期間中の課題の初当選後の兼業の有無別クロス集計

	初当選 に伴い離 職	初当選 後も兼業 &被雇 用者	初当選 後も兼業 &自営 業・会社 経営
課題:選挙資金の不足(%)	32.9	21.9	33.2
課題:仕事や家事等があり選挙活動に かける時間がない(%)	38.8	54.7	45.1
課題:自分の力量に自信が持てない (%)	46.1	41.4	32.5
課題:知名度がない(%)	66.0	57.8	46.3
課題:仕事を辞めなければならない (%)	53.4	32.8	22.0
課題:選挙活動の方法が分からない (%)	34.9	50.8	51.9

(イ) 現在の議員活動における課題

i) 年代別

「専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない」、「議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい」、「議員活動に係る資金が不足している」、「女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある」について、課題となっている¹⁶と回答した者の割合は、20歳代～40歳代の回答者と50歳代以上の回答者で大きな開きがあった。

図表 28 現在の議員活動における課題の年代別クロス集計

	20代～40代	50代以上
課題: 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない(%)	71.3	56.6
課題: 議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい(%)	61.1	29.8
課題: 議員活動に係る資金が不足している(%)	52.1	37.8
課題: 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある(%)	40.0	27.5
課題: 自分の力量に自信が持てない(%)	37.4	27.9
課題: 家族の理解やサポートが得られない(%)	17.7	8.7
課題: 地域の理解やサポートが得られない(%)	15.1	10.7
課題: 男性議員の理解やサポートが得られない(%)	30.6	21.5

なお、有意差は見られないものの、20歳代～40歳代の回答者の回答に注目すると、全体の単純集計結果と比べて、「専門性を高めたり見聞を広げたりするための活動の手段がない」を除くすべての項目において課題となっていると回答した者の割合が高かった。

ii) 所属議会別

町村議会に所属する回答者において、「議員活動に係る資金が不足している」、「専門性を高めたり見聞を広げたりするための手段がない」が課題となっていると回答した者の割合が、他の議会に所属する回答者に比べて高かった。

¹⁶ 「大いに課題となっている」と「やや課題となっている」を合計した。以下、「課題となっている」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

図表 29 現在の議員活動における課題の所属議会別クロス集計

	都道府 県議会	政令指 定都市 議会	市区議 会(「政 令指定 都市議 会」以 外)	町村議 会
課題: 議員活動に係る資金が不足している(%)	38.7	32.9	35.4	50.6
課題: 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない(%)	21.6	18.3	26.3	38.9

iii) 加入団体における役職経験の有無別

役職経験のない回答者は、特に「議員と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい」について、役職経験のある回答者と比べて、課題となっていると回答した者の割合が高かった。

図表 30 現在の議員活動における課題の加入団体における役職経験の有無別クロス集計

	あり	なし
課題: 議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい(%)	32.2	42.9
課題: 自分の力量に自信が持てない(%)	28.3	32.2

なお、有意差は見られないものの、役職経験のない回答者の回答に注目すると、全体の単純集計結果と比べて、「専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動時間がない」を除くすべての項目において課題となっていると回答した者の割合が高かった。

iv) 配偶者の有無別

現在配偶者のいない回答者は、配偶者のいる回答者に比べて、「議員活動に係る資金が不足している」や「地域の理解やサポートが得られない」について課題となっていると回答した者の割合が高かった。他方で、配偶者のいる回答者は、配偶者のいない回答者に比べて、「自分の力量に自信が持てない」、「議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい」が課題となっていると回答した者の割合が高かった。

図表 3 1 現在の議員活動における課題の配偶者の有無別クロス集計

	配偶者あり(事実婚含む)	配偶者なし
課題:議員活動に係る資金が不足している(%)	38.1	47.2
課題:地域の理解やサポートが得られない(%)	11.3	11.6
課題:自分の力量に自信が持てない(%)	29.8	28.0
課題:議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい(%)	37.3	27.0

v) 初当選時の子ども(未就学児)の有無別

初当選時に子どもが未就学児であった回答者に注目すると、「議員活動に係る資金が不足している」、「専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない」、「議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい」について、その他の回答者に比べて、課題となっていると回答した者の割合が高かった。

図表 3 2 現在の議員活動における課題の初当選時の子ども(未就学児)の有無別クロス集計

	0~5歳	6歳以上	子どもなし
課題:議員活動に係る資金が不足している(%)	51.4	37.8	45.1
課題:専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない(%)	64.3	57.6	62.9
課題:議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい(%)	51.4	32.8	36.4
課題:専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の手段がない(%)	22.9	31.4	24.1
課題:男性議員の理解やサポートが得られない	20.7	21.9	27.3

vi) 初当選後の出産経験の有無別

初当選後に出産経験がある回答者は、出産経験のない回答者と比べて、「議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい」が課題となっていると回答した者の割合が高く、その差が顕著であった。

図表 3 3 現在の議員活動における課題の初当選後の出産経験の有無別クロス集計

	出産あり	出産なし
課題:議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい(%)	61.0	34.0

vii) 初当選前の雇用形態別

被雇用者であった回答者は、その他の回答者に比べて、「地域の理解やサポートが得られない」、「自分の力量に自信が持てない」が課題となっていると回答する者の割合が高かった。また、自営業・会社経営者であった回答者は、その他の回答者に比べて、「男性議員の理解やサポートが得られない」や「女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある」が課題となっていると回答した者の割合が高かった。

図表 3 4 現在の議員活動における課題の初当選前の雇用形態別クロス集計

	自営業・ 会社経営	被雇用者	無職
課題:地域の理解やサポートが得られない(%)	11.3	12.2	10.3
課題:自分の力量に自信が持てない(%)	25.6	32.8	27.3
課題:男性議員の理解やサポートが得られない(%)	24.0	22.8	22.5
課題:女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある(%)	31.4	30.8	26.6

viii) 初当選後の兼業の有無別

初当選に伴い離職した回答者は、その他の回答者に比べて、「専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない」、「自分の力量に自信が持てない」が課題となっていると回答した者の割合が高かった。他方で、初当選後も兼業している自営業・会社経営者である回答者は、その他の回答者に比べて、「女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある」、「専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない」が課題となっていると回答した者の割合が高かった。他方で、初当選後も兼業している被雇用者である回答者は、その他の回答者に比べて、「地域のサポートが得られない」が課題となっていると回答した者の割合が高かった。また、初当選後も兼業している回答者は、その他の回答者に比べて、「専門性を高めたり見聞を広めたりする手段がない」が課題となっていると回答した者の割合が高かった。

図表 3 5 現在の議員活動における課題の初当選後の兼業の有無別クロス集計

	初当選に伴い離職	初当選後も兼業 & 被雇用者	初当選後も兼業 & 自営業・会社経営
課題: 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない(%)	62.3	60.9	59.0
課題: 自分の力量に自信が持てない(%)	33.2	28.9	25.7
課題: 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある(%)	32.2	25.8	33.2
課題: 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない(%)	26.9	33.6	34.3
課題: 地域の理解やサポートが得られない(%)	10.6	18.8	11.9

ix) 議会における女性議員比率別

女性議員比率が高い議会に所属する回答者ほど、現在の議員活動で「男性議員の理解やサポートが得られない」を課題となっていない¹⁷と回答した者の割合が高かった。

図表 3 6 現在の議員活動における課題の議会における女性議員比率別クロス集計

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
課題となっていない: 男性議員の理解やサポートが得られない(%)	46.7	51.6	56.3

(4) 経済的側面について

① 選挙費用

アンケートの結果から、選挙費用のうち自己資金の割合は、平均で 6.51 割であった。自己資金の割合が 10 割と回答した者が全体の 39.5%に上り、自己資金の割合が 7 割以上と回答した者を合計すると 51.3%となった。自己資金の割合は、町村議会において特に高い結果となっており（都道府県議会に所属する回答者の自己資金の割合の平均は 5.54 割、政令指定都市議会では 4.39 割、市区議会では 6.12 割、町村議会では 7.85 割）、自己資金以外の選挙費用の調達方法については、都道府県議会や政令指定都市議会では政党からの支援が 6 割を超える（それぞれ 63.1%、67.1%）一方で、町村議会において政党からの支援は 21.0%にとどまっていた。

ただし、所属政党ごとに選挙費用の調達方法を見てみると、政党からの支援と回答した者の割合が 82.1%から 14.2%と開きがある。また、政党に無所属である回答者のう

¹⁷ 「あまり課題となっていない」と「全く課題となっていない」を合計した。以下、「課題となっていない」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

ち4.3%は、選挙費用を政党からの支援で調達したと回答していることに留意が必要である¹⁸。

所属議会以外の属性についても確認すると、自己資金の割合が高い傾向があるのは、年齢では20歳～40歳代の回答者（自己資金の割合が7割以上の回答者は、20歳～40歳代で61.5%、50歳以上で53.1%）、団体における役職経験の有無では役職経験なしの回答者（同7割以上の回答者は、役職経験ありの者で52.2%、役職経験なしの者で57.1%）、所属政党では無所属である回答者（同7割以上の回答者は、政党に所属する者で38.6%、無所属の者で81.6%）、現在の選挙区における居住年数では10年未満である回答者（同7割以上の回答者は、10年未満の者で58.4%、10年以上の者で53.6%）、初当選時の婚姻状況では配偶者のいない回答者（同7割以上の回答者は、配偶者のいる者で52.6%、配偶者のいない者で62.2%）、初当選前の雇用形態では自営業・会社経営である回答者（同7割以上の回答者は、自営業・会社経営者で74.4%、自営業・会社経営以外の被雇用者で45.3%、無職で52.8%）、初当選後の兼業の有無では兼業している自営業・会社経営者であった（同7割以上の回答者は、離職した者で42.0%、兼業している被雇用者で69.5%、兼業している自営業・会社経営者で77.6%）。また、自己資金の割合が低い傾向があるのは、議会における女性議員比率が高い議会に所属している者であった（自己資金の割合が0割～3割である回答者は、女性議員比率10%未満の議会に所属している者で26.0%、10%以上20%未満で26.5%、20%以上で31.2%）。

② 議員報酬の充足感

アンケートの結果から、議員報酬が十分である¹⁹と回答した者は全体の49.2%、不十分である²⁰と回答した者は31.7%であった。属性別に見ると、十分であると回答した者の割合が高いのは、年齢では20歳代～40歳代の回答者（20歳～40歳代が55.5%、50歳以上が48.1%）、居住年数では10年以上の回答者（10年未満が46.8%、10年以上が50.5%）、現在の婚姻状況では配偶者がいる回答者（配偶者のいる者が50.2%、配偶者のいない者が46.4%）、初当選後の兼業の有無では初当選に伴い離職した回答者であった（離職した者が52.7%、兼業している被雇用者が46.1%、兼業している自営業・会社経営者が39.2%）。また、不十分と回答した者の割合が高いのは、所属議会では町村議会に所属する回答者（都道府県議会13.5%、政令指定都市議会7.3%、市区議会22.9%、町村議会57.0%）、初当選前の雇用形態では自営業・会社経営である回答者（自営業・会社経営者が39.8%、自営業・会社経営以外の被雇用者が31.5%、無職が26.2%）、女性議員比率では比率が低い議会に所属する回答者であった（10%未満が39.1%、10%

¹⁸ 注11を参照のこと。

¹⁹ 「十分である」と「おおむね十分である」を合計した。以下、「十分である」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

²⁰ 「やや不十分である」と「不十分である」を合計した。以下、「不十分である」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

以上 20%未満が 29.9%、20%以上が 29.0%)。

③ 政務活動費の有無と充足感

アンケートの結果から、所属議会において政務活動費が「ある」との回答は 74.6%、「ない」との回答は 24.8%であった。所属議会別に見ると、政務活動費があるとの回答した者の割合は、都道府県議会が 100.0%、政令指定都市議会が 97.6%、市区議会が 92.3%、町村議会が 29.4%であった。また、政務活動費があると回答した者のうち、十分であると回答した者は 51.7%、不十分であると回答した者が 31.8%であった。

(5) 女性地方議員が議員活動を行う環境

① 会期・開催日程の出席しやすさ

アンケートの結果から、会期・日程（曜日や時間帯）については、出席しやすい²¹との回答が 85.4%と 9 割近くに上った。属性別に見ると、出席しやすいと回答した者の割合が低かったのは、年齢では 20 歳代～40 歳代の回答者(出席しやすいと回答した者の割合は、20 歳～40 歳代が 83.8%、50 歳以上が 85.7%)、所属議会では政令指定都市議会に所属している回答者（同割合は、都道府県議会が 85.6%、政令指定都市議会が 81.7%、市区議会が 86.8%、町村議会が 83.3%）、初当選後の兼業の有無では初当選後も兼業している被雇用者である回答者であった（同割合は、離職した者が 87.1%、兼業している被雇用者が 76.6%、兼業している自営業・会社経営者が 80.2%）。また、初当選前は無職であった回答者は、自営業・会社経営者や被雇用者に比べて、出席しやすいと回答した者の割合が高かった（自営業・会社経営者が 81.5%、自営業・会社経営以外の被雇用者が 85.2%、無職が 87.8%）。

② 議員活動に必要な知識を得るための研修や情報提供の状況

所属議会が実施する研修や情報提供については、「実施されているが十分ではない」との回答が最も多く 61.5%、次いで「実施されており十分である」が 20.2%、「実施されていない」が 15.8%であった。所属議会別に見ると、町村議会に所属する回答者において「実施されていない」と回答した者の割合が高かった（都道府県議会 7.2%、政令指定都市議会 11.0%、市区議会 13.2%、町村議会 24.1%）。また、所属政党が実施する研修や情報提供については、「実施されているが十分ではない」と回答が最も多く 32.0%、次いで「実施されており十分である」が 29.7%であった。

²¹ 「出席しやすい」と「やや出席しやすい」を合計した。以下、「出席しやすい」との記載がある場合は、すべて合計した数字とする。

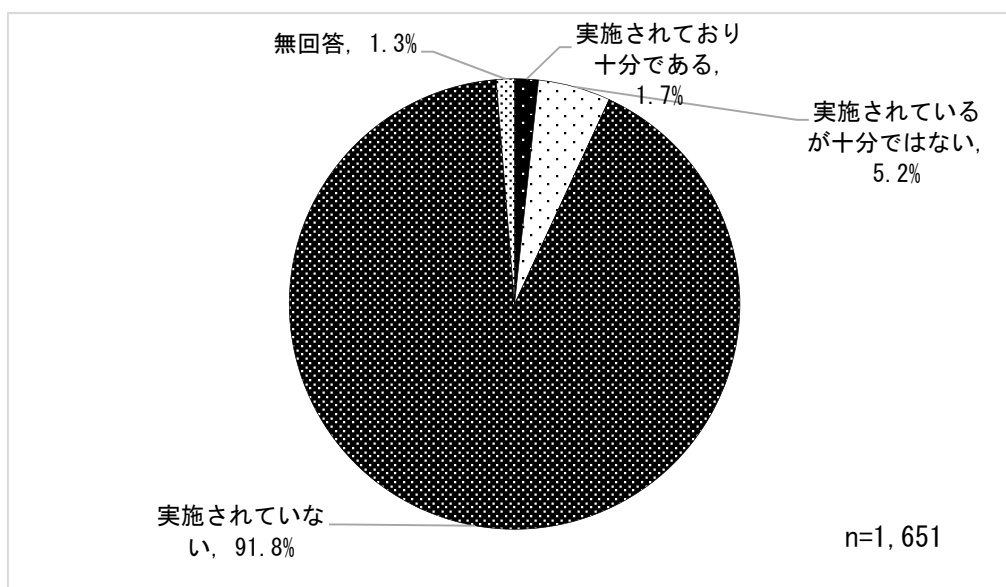
③ 所属議会における条例の制定や調査等の議員活動を支援する機能の有無

「機能はあるが十分ではない」との回答が最も多く 48.0%、次いで「機能はない」が 31.3%、「機能があり十分である」が 17.6%であった。所属議会別に見ると、町村議会に所属する回答者において「機能はない」と回答した者の割合が高かった（都道府県議会 3.6%、政令指定都市議会 4.9%、市区議会 28.4%、町村議会 47.5%）。

④ 所属議会におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会の実施の有無

「実施されていない」との回答が最も多く 91.8%、次いで「実施されているが十分ではない」が 5.2%、「実施されており十分である」が 1.7%であった。所属議会別に見ると、町村議会に所属する回答者において「実施されていない」と回答した者の割合が高かった（都道府県議会 84.7%、政令指定都市議会 82.9%、市区議会 91.7%、町村議会 95.1%）。

図表 37 セクシュアル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会の実施の状況



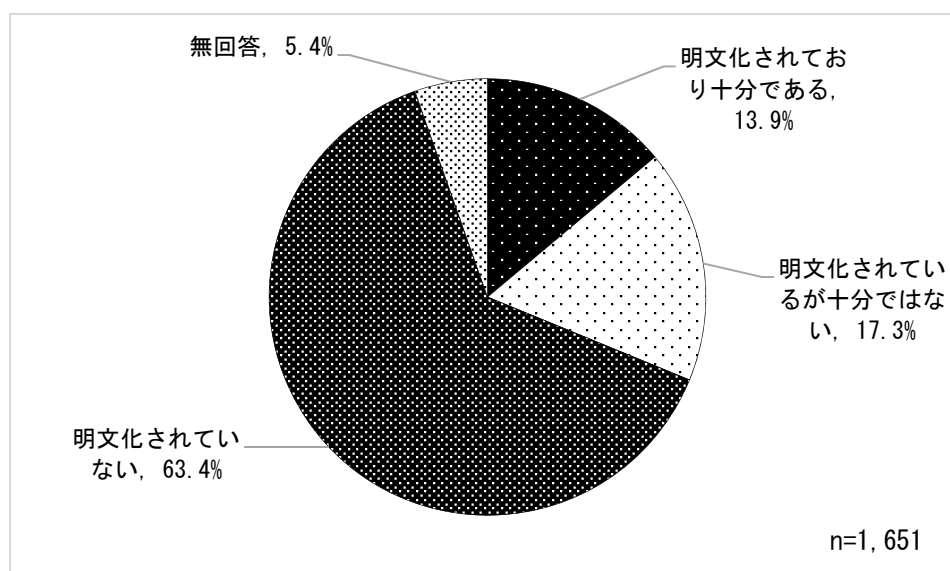
⑤ 議員に対する産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇の条例や議会の規定等における明文化の有無

議員に対する産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇のいずれについても、「(条例や議会の規定等で)明文化されていない」との回答が最も多く（産前・産後休暇で 63.4%、育児休暇で 79.9%、介護休暇で 83.2%）、次いで「明文化されているが十分ではない」（順に 17.3%、8.5%、6.7%）、「明文化されており十分である」（順に 13.9%、5.9%、3.9%）であった。

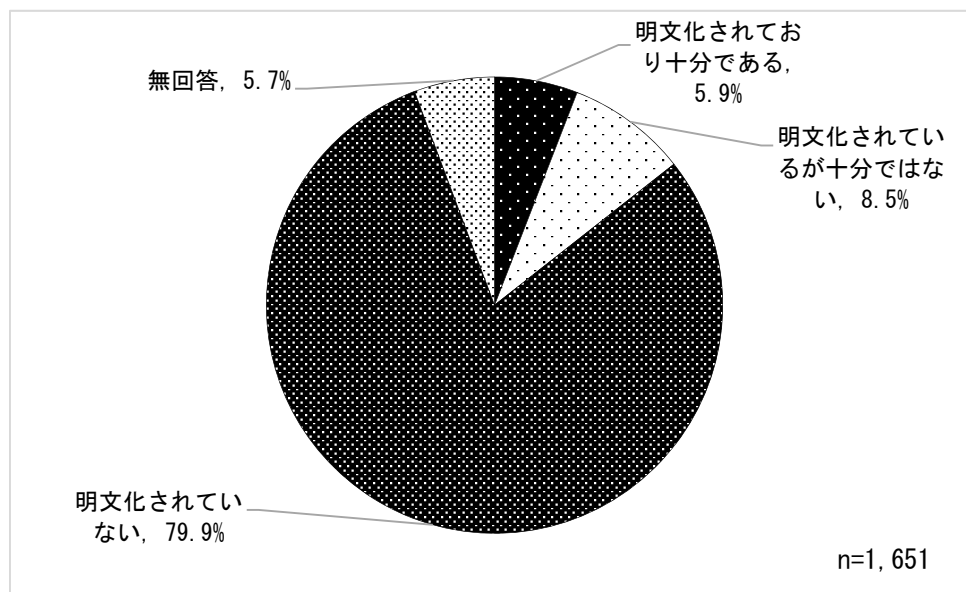
所属議会別に見ると、いずれの休暇についても、都道府県議会に所属する回答者において「明文化されていない」と回答した者の割合が高かった（産前・産後休暇では、都道府県議会 80.2%、政令指定都市議会 54.9%、市区議会 62.0%、町村議会 64.4%だった。育児休暇では、都道府県議会 91.0%、政令指定都市議会 81.7%、市区議会 79.1%、町村議会 79.0%だった。介護休暇では、都道府県議会 91.9%、政令指定都市議会 90.2%、市区議会 82.4%、町村議会 81.9%だった。）。

また、女性議員比率別に見ると、いずれの休暇についても、女性議員比率が低い議会に所属する回答者において「明文化されていない」と回答した者の割合が高かった（産前産後休暇では、女性議員比率 10%未満の議会に所属している者で 71.7%、10%以上 20%未満で 64.5%、20%以上で 59.6%だった。育児休暇では、同 10%未満で 83.9%、10%以上 20%未満で 82.5%、20%以上で 77.9%だった。介護休暇では、同 10%未満で 86.5%、10%以上 20%未満で 84.9%、20%以上で 82.1%だった。）。

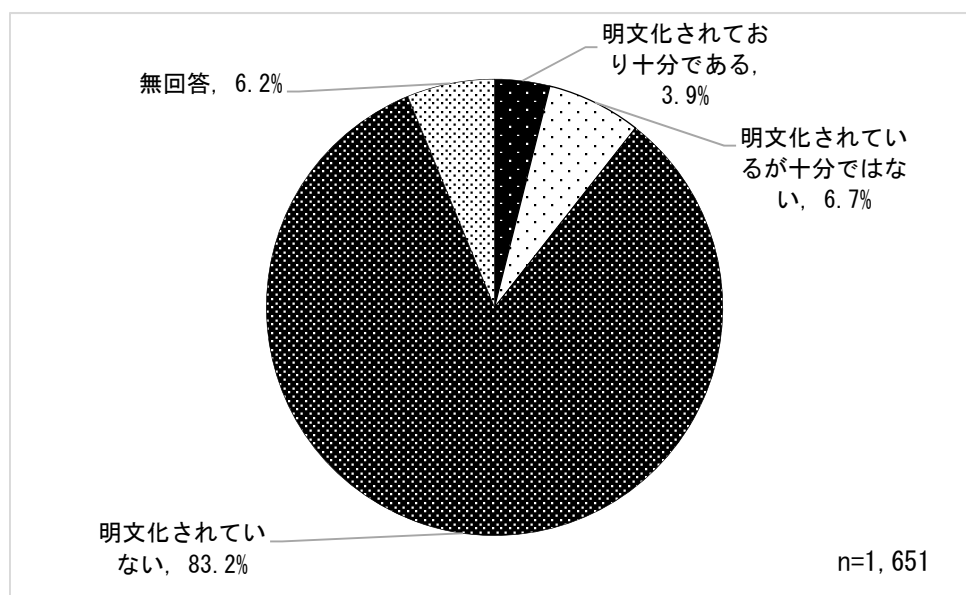
図表 38 産前・産後休暇の制度の状況



図表 39 育児休暇の制度の状況



図表 40 介護休暇の制度の状況



⑥ 所属議会における託児所の状況

「設置されていない」との回答が最も多く 97.0%、次いで「設置されているが十分ではない」が 1.2%、「設置されており十分である」が 0.6%であった。所属議会別に見ると、市区議会に所属する回答者において「設置されていない」と回答した者の割合が高かった（都道府県議会 91.9%、政令指定都市議会 96.3%、市区議会 97.7%、町村議会 96.9%）。

⑦ 所属議会における授乳室の状況

「設置されていない」との回答が最も多く 95.0%、次いで「設置されているが十分ではない」が 2.4%、「設置されており十分である」が 1.4%であった。所属議会別に見ると、政令指定都市議会において特に「設置されていない」と回答した者の割合が低かった(都道府県議会 91.9%、政令指定都市議会 74.4%、市区議会 96.4%、町村議会 96.5%)。

⑧ 所属議会における女性用トイレの状況

「設置されており十分である」との回答が最も多く 68.4%、次いで「設置されているが十分ではない」が 25.8%、「設置されていない」が 5.0%であった。所属議会別に見ると、町村議会に所属する回答者において「設置されていない」と回答した者の割合が高かった(都道府県議会 1.8%、政令指定都市議会 0.0%、市区議会 2.8%、町村議会 10.9%)。

⑨ 女性議員が活動を行うための環境整備として所属議会または所属政党が行っている取組、これから必要と考える取組や制度

「議会報告会などで女性の政治参画に関する情報発信」については、所属議会が「実施している」との回答が 11.1%、「実施していない」との回答が 83.8%であった。所属議会別に見ると、都道府県議会に所属する回答者において「実施している」と回答した者の割合が高かった(都道府県議会 20.7%、政令指定都市議会 13.4%、市区議会 10.6%、町村議会 9.7%)。また、所属政党が「実施している」との回答が 34.2%、「実施していない」との回答が 31.0%であった。

「女性候補者育成のための研修や勉強会」については、所属議会が「実施している」との回答が 3.0%、「実施していない」との回答が 92.1%であった。所属議会別に見てみると、市区議会に所属する回答者と町村議会に所属する回答者に比べて、都道府県議会に所属する回答者と政令指定都市議会に所属する回答者は、「実施している」と回答した者の割合が高かった(都道府県議会 7.2%、政令指定都市議会 7.3%、市区議会 2.4%、町村議会 2.7%)。また、所属政党が「実施している」との回答が 31.3%、「実施していない」との回答が 35.0%であった。

「女性議員のロールモデル情報を発信するためのシンポジウム等イベントの開催」については、所属議会が「実施している」との回答が 2.3%、「実施していない」との回答が 92.2%であった。所属議会別に見てみると、政令指定都市議会に所属する回答者において「実施している」と回答した者の割合が高かった(都道府県議会 2.7%、政令指定都市議会 6.1%、市区議会 2.1%、町村議会 2.1%)。また、所属政党が「実施している」との回答が 23.3%、「実施していない」との回答が 41.3%であった。

「ウェブページ等の媒体を通じた女性地方議員の活動等の発信」については、所属議会が「実施している」との回答が 4.7%、「実施していない」との回答が 88.8%であっ

た。所属議会別に見てみると、市区議会に所属する回答者と町村議会に所属する回答者に比べて、都道府県議会に所属する回答者と政令指定都市議会に所属する回答者において、「実施している」と回答した者の割合が高かった（都道府県議会 8.1%、政令指定都市議会 7.3%、市区議会 4.0%、町村議会 4.5%）。また、所属政党が「実施している」との回答が 35.6%、「実施していない」との回答が 29.4%であった。

（6）女性議員の増加について

① 地方議会において理想と考える女性議員の割合

地方議会において理想と考える女性議員の割合に関する回答の平均は、4.21 割であった。1 割ごとの区分で見ると、男性と女性がちょうど半数を占める「5 割」との回答が最も多く 50.5%、次いで 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合の目標として掲げられている数値である「3 割」との回答が 22.5%であった。

属性別に見ると、理想とする割合が高い傾向が見られたのは、年齢では 20～40 歳代の回答者（「0～3 割」との回答が 20 歳～40 歳代で 20.4%、50 歳以上で 28.5%、「4 割～5 割」が 20 歳～40 歳代で 69.4%、50 歳以上で 65.9%、「6～10 割」が 20 歳～40 歳代で 3.0%、50 歳以上で 1.2%）、所属議会では都道府県議会に所属する回答者（「0～3 割」との回答が都道府県議会で 18.0%、政令指定都市議会で 13.4%、市区議会で 27.4%、町村議会で 31.1%、「4 割～5 割」が都道府県議会で 72.1%、政令指定都市議会で 80.5%、市区議会で 67.4%、町村議会で 61.3%、「6～10 割」が都道府県議会で 2.7%、政令指定都市議会 1.2%、市区議会 1.5%、町村議会 1.4%）、配偶者の有無では現在配偶者がいる回答者（「0～3 割」との回答が配偶者のいる者で 26.4%、配偶者のいない者で 30.2%、「4 割～5 割」が理想であるという回答は、配偶者のいる者で 67.7%、配偶者のいない者で 62.3%、「6～10 割」との回答が配偶者のいる者で 1.7%、配偶者のいない者で 1.1%）、初当選前の雇用形態では被雇用者であった回答者（「0～3 割」との回答が自営業・会社経営者で 35.9%、自営業・会社経営以外の被雇用者で 22.3%、無職で 27.3%、「4 割～5 割」が自営業・会社経営者で 56.5%、自営業・会社経営以外の被雇用者で 70.3%、無職で 68.6%、「6～10 割」が自営業・会社経営者で 1.1%、自営業・会社経営以外の被雇用者で 2.1%、無職で 1.1%）、女性議員比率別では女性議員比率の高い議会に所属する回答者（「0～3 割」との回答が女性議員比率 10%未満で 33.9%、10%以上 20%未満で 31.6%、20%以上で 16.6%、「4 割～5 割」が 10%未満で 61.8%、10%以上 20%未満で 62.0%、20%以上で 77.1%、「6～10 割」が 10%未満で 0.3%、10%以上 20%未満で 2.4%、20%以上で 1.5%）であった。

② 女性地方議員が増えるための決め手と考えること

女性地方議員が増えるための決め手に関する自由記載項目では、女性の政治参画・男

女共同参画に関する教育・理解を浸透させる、選挙制度を変更（クオータ制度導入等）する、家族・周囲の理解を得る、育児・介護等との両立支援を充実させる、ロールモデル・議員の魅力等の情報発信を強化する、学校で女性の政治参画・男女共同参画に関する教育を行う、研修や勉強会等の女性候補者を育成するための機会を増やす、男性理解を促進させる、指導的経験・育成機会を増やす、身分保障・経済面・兼業等のサポートを強化する、政党が女性候補者を増やす努力をする、長老や男性が中心の議会の改革をする、お金のかからない選挙運動を可能にする、国の政治から変えていく、活動拠点を用意するなどが挙げられた。

2. ヒアリング調査結果

地方議会において女性議員を増やす方策として有効と考えられる取組を収集するため、アンケート調査項目のうち、「議会等が実施する女性の参画を促進する啓発活動やロールモデル情報の発信等の取組」及び「議会等が実施する議会運営や議員活動支援等に関して環境整備につながる取組」に対する回答や関連報道等から、以下の3つの取組を選定し、ヒアリング調査（一部書面による調査を含む）を行った。

（1）夜間・休日を活用した議会運営の取組【長野県喬木村議会】

調査日時：平成30年2月13日（火） 11:00～12:00

調査方法：長野県喬木村議会事務局にてヒアリング調査

調査対象：長野県喬木村議会 議長 下岡 幸文 氏

長野県喬木村議会 事務局長 鞍馬 淳 氏

① 議会の現状及び問題意識について

現在の喬木村議会は、定員12に対して男性11名、女性1名（女性議員比率8.3%）で、年齢構成は、70代が4名、60代が5名、50代が2名、40代が1名で平均年齢は64.0歳となっている。議員の高齢化に伴い、特に若い世代の住民に関わる課題について充実した議論ができるかという問題意識を持っていた。一方で、保育園保護者会及び小中学校PTA等の団体との懇談会や村の10年計画策定における意見交換の場では、女性や若者の自由な発想によるアイデアを得ることができ、喬木村には優れた人材がたくさんいると実感していた。

例えば、村内にある小規模な保育園や学校を統合するという議論では、高齢の議員は地域の拠点となるべきとの理由で地域内に残す（統合しない）ことを主張するが、女性や若者は我が子の教育の質を維持すべきとの理由から統合を視野に入れて考える。あくまで一例だが、多様な視点で課題を検討することは、地域の発展ために非常に重要で

あると考えていた。ただし、60代や70代の高齢議員が多様な視点を持つのは現実的に難しく、女性や若者の視点を吸い上げる40代前後の中間層が議会にとって必要であるとも考えていた。

② 夜間・休日を活用した議会運営の取組のきっかけ、目的

兼業の議員の増加をきっかけに、特に、仕事や家事で忙しい若い世代の議員を支え、育成するために何かしなければと考えた。そこで、平成29年6月の改選後に兼業でも議員活動がしやすい仕組みの構築を試行することとした。そして、議長が議会運営委員会に諮問し、その後議員全員で諮って方針を決定し、平成29年9月に首長に対して提言書を提出し了承された。この取組では、若い世代の議員のなり手の幅を広げることを第一の目的としたが、夜間・休日という限られた時間で効率的に充実した議論を行うための議会のスキルアップも必要であると考えた。

③ 夜間・休日を活用した議会運営の取組の内容、克服した課題

本会議は開会、一般質問、閉会がそれぞれ1日ずつの計3日間であるが、このうち一般質問を土曜または日曜に開催することとした。また、常任委員会は平日夜間の開催を基本とした。ただし、予算決算常任委員会については3月（当初予算）と9月（決算）は平日昼間の開催とし、6月及び12月については平日夜間の開催とした。なお、付託議案件数等を勘案して委員長が判断した場合は、平日の開催も可能としている。およそ会議全体の7割程度（本会議に限っては5割程度）を夜間・休日開催としている。

取組の前段では、過去の委員会審議に要した時間を調査し、概ね1回当たり2時間という目安を定め、効率的に充実した議論を行うための準備を行った。例えば、資料の事前配付、質問の事前集約の仕組みをはじめとして、資料や質問のやり取りはメールを基本にしている。現段階では資料の事前配付が主だが、議員がこの仕組みを活用していけば議会の議論はもっと活発になると考えている。また、事務局は夜間・休日の開催に対して、夜間の開催は主に課長級が時間外労働として対応し、休日の開催は代休制度で対応している。職員の労働条件の変更という点では、平成29年9月に職員労働組合に協議を申し入れて合意形成を図っている。

当初、この取組を提案した際には議員から「時期尚早」「慎重に検討すべき」との反対意見が多かったが、若い世代の議員なり手を増やす、議会として「出来ない理由」ではなく「どうしたら出来るか」を考えるべきと繰り返し訴えかけることで理解を得た。

④ 夜間・休日を活用した議会運営の取組の効果、今後の方向性

議員の就労実態に関するアンケート調査を行ったが、ある議員からは「これまでより仕事を休むことも減って両立できているが、まだ時間が足りない」との回答があり、別の議員からは「新たな職に就くことができ、社会保険にも入れた」との回答があった。

少しずつ兼業でも議員活動がしやすい環境整備が進んでいると実感している。また、新聞報道の影響もあり、議会に対する住民の関心が高まったと感じている。

今後は、議会への関心の高まりを受けてより一層の効率的で充実した議論の場として議会のスキルアップを図りたい。そして、住民と議会との距離を近づける様々な取組を検討し、多様な立場や年齢層から広く意見を集めていきたい。

(2) 女性議会開催の取組【富山県南砺市議会】

調査日時：平成 30 年 2 月 16 日（金） 14:00～15:20

調査方法：富山県南砺市議会事務局にてヒアリング調査

調査対象：富山県南砺市議会 副議長 長井 久美子 氏

富山県南砺市議会 事務局長補佐 岩本 真佐美 氏

① 市・議会の現状について

南砺市は、平成 16 年 11 月に旧 8 町村が合併し誕生した。人口は、平成 17 年には 58,140 人であったが、平成 27 年には 51,327 人となり、減少傾向にある。また、平成 27 年の年少人口は 11.0%、老年人口は 36.1%であり、少子・高齢化が進行している。

(いずれも国勢調査の数値による。)

南砺市議会は、合併直後の平成 16 年 11 月選挙における議員定数 34 名（合併特例を適用。合併前の旧 8 町村の議員数合計は 91 名。）であったが、以降数次にわたる議員定数削減を経て、現在（平成 29 年 12 月 1 日時点）では、定員 20 名に対し、男性 19 名、女性 1 名（女性議員比率 5.0%。任期は平成 32 年 11 月まで。）である。なお、平成 16 年から同 28 年までの 4 回の選挙では、いずれも女性が 1 名以上当選している。

現在の年齢構成は、70 代が 2 名、60 代が 9 名、50 代が 7 名、40 代が 2 名で、最年長は 75 歳、最年少は 45 歳、平均年齢は 61.3 歳となっており、議員の職業別構成は、農業が 8 名、会社員が 2 名、会社役員が 2 名、自営業が 4 名、その他が 4 名となっている。

② 女性議会のきっかけ、目的

女性議会は、合併前の旧 3 町（うち 1 町では合併前にも女性議会を実施）を母体とする女性団体が中心となり婦人連合会やボランティアグループなど 12 団体の協力を得た結果、平成 21 年に第 1 回が開催され、以後、直近の第 9 回（平成 29 年 7 月 19 日の組織議会から 11 月 21 日の本会議終了まで会期 126 日間）に至るまで毎年度開催されており、その運営は、12 の民間団体から構成される「南砺市さわやかネットワーク」（以下、「さわやかネットワーク」という。）が主体となって行っている。

女性議会は、「生活者及び女性の視点から社会を見つめ、日常の課題から問題を提起し、市政に反映させる。」ことを趣旨とし、「議会制民主主義を学びながら、市政への関

心を高める」及び「地域におけるリーダーを養成する」ことを目的としており、女性議会経験者が、家庭や職場、所属団体等、地域の中で活躍することを目指すものである。

「地方議会の議員も審議等委員も結局は度胸。女性議会の経験でそのような度胸を身に付けてもらえたら。」という気持ちで取り組んでいる。

③ 女性議会の取組

女性議会の会期は、7月から11月まで（南砺市議会議員選挙の年は5月から8月まで）である。市内在住の20歳以上の女性であれば女性議会議員になることができ、さわやかネットワーク構成団体の推薦によるほか、第1回から現在までの女性議会では3名の女性議会議員が公募により選出された。第9回女性議会の定員は13名であり、年齢構成は50代～70代が中心であるが、過去には30代の女性議会議員もおり、子連れで委員会等に参加する姿も見られた。なお、過去最も多かった女性議会では18名の女性議会議員が当選し、これまでに計125名の女性議会議員が誕生している。

会期の初日には、市役所で当選証書付与式が行われ、引き続き議場で組織議会が開催される。組織議会では、議長や会期の決定に始まり、本会議同様に、総務文教・民生病院・産業建設の3つの常任委員会の委員が選任され、市長による施政方針演説も行われる。その後、約120～130日の会期の間、女性議会議員は、各常任委員会に分かれて南砺市及び近隣市の各施設において現地学習や委員会を行う。その際、女性議会の会期が通常議会の会期と重なることから、女性議会議員は、南砺市側の負担を減らすために、他の常任委員会と質問が重複しないよう調整する等の配慮をしており、南砺市側も、女性議会議員の活動場所の提供や、女性議会当日の議事運営をサポートするなど、両者が協力して運営している。

11月の本会議は、組織議会同様に議場で行われ、各委員会による市政一般に関する質問に対し市長及び各行政部局の長から答弁が行われる。本会議当日は、各女性議会議員の推薦団体や現職の男性議員も傍聴するなど、議場は盛況となる。また、本会議の様子はインターネット上で録画映像配信されるほか、TST（となみ衛星通信テレビ）でも放送される。女性議会終了後には、各常任委員会の活動記録、会議日程、会議録等が毎回冊子（南砺市女性議会の記録）にまとめられ、一般に公開されている。

④ 女性議会の効果、課題、今後の方向性

女性議会の効果として、これまでに複数の女性議会議員経験者が地方議会議員として当選しているだけでなく、審議会等委員となって市政に参画する者が増えているなど、南砺市の取組は、女性に対するエンパワメント機能が感じられる。第9回女性議会に参加した女性議会議員からも、「今までなにげなく見過ごしてきた市政に関心を持ち、市民として行動する大切さを学んだ」や、「自分たちができることから始めていき、次世代には重荷を背負わず繋げていかなければいけないと切に感じた」などの感想が

閉会後に女性議会の事務局に寄せられた。また、前述のとおり、女性議会と行政が連携していることも、南砺市の取組が成功している理由のひとつであると考えられる。

他方で、女性議会の課題として、女性議会議員のなり手不足が挙げられる。無償であることに加え、多くの女性に経験を積んでもらいたいとの趣旨から任期を最大2期までとしているため、さわやかネットワークの事務局メンバーが個人的に折衝するなど、毎回10名以上の女性議会議員を確保するのに苦労している。また、予算の制約もある。しかし、引き続き、女性のエンパワメントに取り組むべく女性議会を継続させていきたいと考えている。



本会議当日の様子



本会議終了後、市長・市議会議長を囲んで

(3) 議会における育児支援の取組【沖縄県北谷町議会】

調査日程：平成30年2月15日（木）

調査方法：書面による調査

調査対象：沖縄県北谷町議会 事務局長 比嘉 良典 氏

① 議会の現状及び問題意識について

現在の北谷町議会は、定員19に対して男性15名、女性4名（女性議員比率21.1%）である。沖縄県内の町村議会における議員354名のうち女性議員は22名（女性議員比率6.0%）であるため、北谷町議会は比較的女性議員が多い議会であると言えるが、女性や幅広い層の住民の視点を行政施策に反映させ、住民のまちづくりに対する関心を高め、議会を活性化するためには、女性の政治参画につながる環境づくりをさらに推進させたいと考えていた。例えば、平成12年10月と平成30年1月に女性議会を開催し、議会活動の体験を通じて住民の議会や行政に対する理解を深めた。

② 議会における育児支援の取組のきっかけ、目的

平成27年に全国町村議長会が標準会議規則を改正したことを受けて、平成27年7月に北谷町議会会議規則を改正し、議員が出産のために議会を欠席する場合についての

取扱いを明文化した。その後、平成 29 年 3 月定例会後に、30 代の女性議員が出産を理由に欠席届を提出し受理されたため、県内で初のケースとして、女性議員がいわゆる産休を取得することとなった。北谷町議会では出産予定日前後の 111 日間を休むことができることとし、議会を欠席するが議員活動を休むわけではないとの理由から報酬の減額はしないこととしている。産休取得に際しては、他の議員や周囲からの理解が得られ、特にハードルはなかった。

北谷町議会ではいわゆる育休の制度がないため、当該の女性議員は産休に入る前の段階から、授乳のために議員控室を使う等の議会活動と育児の両立に関して議会事務局に相談していた。これを受けて、議会事務局では、子供を連れて議場に入場できないため、議員控室や町役場の施設を使用するなどといった対応策の検討を開始した。

③ 議会における育児支援の取組の内容、克服した課題

議員の共有スペースである議員控室の一部を使用して、ファミリーサポートセンターを活用した育児サポートを実施している（注：ファミリーサポートセンターとは、育児の有償ボランティアの仕組みであり、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とした、県の子育て支援課の事業である）。

女性議員の議会活動と育児の両立について全議員からの理解が得られ、議員控室が使用できることとなった。また、ファミリーサポートセンターの育児サポートを利用するに当たり、費用及び日程等の調整については当該女性議員が自身で対応することで実現が可能となった。さらに、ファミリーサポートセンターから、公的施設内への出張対応や人員手配の面での協力があつた。

④ 議会における育児支援の取組の効果、今後の方向性

当該女性議員は、ファミリーサポートセンターの育児サポートを受け、本会議等の休憩時間を活用して議員控室で授乳をしていた。当該女性議員は、「子供が近くにいるので、安心感があつた。」と語っている。

今後は、議会活動と育児が両立でき、子育て世代でも議員として活動できるための環境整備が求められてくると考えており、これは女性の政治参画を促進するものと考えられる。ただし、公費を伴う環境整備については、十分な理解を得ながら進める必要があるとも認識している。

V 調査結果に基づく課題と今後の方向性

地方議会において女性議員の割合が少ない要因を検討する場合、地方政治に参画しなかった女性（地方政治に参画しようと思わなかった女性、地方政治に参画しようと思ったが、何らかの理由でやめた女性）を対象にした調査を行うことも考えられるが、本調査研究では、現役の女性地方議員の実態を把握することにより、その要因を検討し、政治分野における男女共同参画の推進に資する情報の提供を目的としている。

アンケート調査の設計および分析に際しては、前述（Ⅱ 4.）のとおり、先行研究を参考に、以下の3点に注目した（それぞれに関連する、現役女性地方議員が抱える課題について尋ねた質問項目を、括弧書きで示している）。

- ① 女性の政治参画に対する周囲（家族や地域、男性議員等）の意識や理解
（該当する質問項目：Q3「立候補を決める段階から選挙期間中における課題：家族の理解やサポートが得られない／地域の理解やサポートが得られない」、Q19「議員活動を行う上での課題：家族の理解やサポートが得られない／地域の理解やサポートが得られない／男性議員の理解やサポートが得られない」）
- ② 議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立
（該当する質問項目：Q19「議員活動を行う上での課題：議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい」）
- ③ 選挙活動や議員活動をする上での経済的側面
（該当する質問項目：Q3「立候補を決める段階から選挙期間中における課題：選挙資金の不足」、Q19「議員活動を行う上での課題：議員活動に係る資金が不足している」）

アンケートの単純集計結果では、①について選挙時から現在の議員活動にかけて課題となったとする女性地方議員は2割前後（例えば、①に該当する質問項目のうち、「立候補を決める段階から選挙期間中における課題：家族の理解やサポートが得られない」16.5%、「議員活動を行う上での課題：男性議員の理解やサポートが得られない」22.8%）であった。また、②について現在の議員活動において課題となっているとの回答は35.1%、③について選挙時において課題となったとの回答は28.7%、現在の議員活動において課題となっているとの回答は40.1%であった。

今回のアンケート調査がさまざまな課題を克服して地方議員となった女性を対象にしていることを考えると、これらのいずれの課題も、一般の女性にとっては、もっと大きなハードルとなる可能性が高いというべきであろう。

ここで、アンケート調査において、女性地方議員が自身の抱える課題として回答した内容

と、自身の状況と切り離れた一般論として「女性地方議員が少ない原因」について回答した内容とを比較して考察を深めることとした（詳細は「1. 『自身が抱える課題』に関する回答と一般論としての『女性地方議員が少ない原因』に関する回答における傾向の違い」にて述べる）。また、回答者の所属する議会の女性議員比率の違いにより回答にどのような傾向の差がみられるかを確認することで、女性地方議員の増減に影響する可能性がある要因の検討を行った（詳細は「2. 所属する議会の女性議員比率の違いによる回答の傾向」にて述べる）。

1. 「自身が抱える課題」に関する回答と一般論としての「女性地方議員が少ない原因」に関する回答における傾向の違い

前述のとおり、アンケート調査では、女性地方議員自身の状況と切り離れた一般論として、「女性地方議員が少ない原因」について最も多く回答を集めたのは、「議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい」（78.6%）であり、次いで「家族や周囲の理解が得づらい」（73.4%）、「政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い」（59.1%）、「研修や勉強会等の女性候補者を育成するための機会が少ない」（48.3%）、「立候補に必要な資金を調達する負担が大きい」（44.0%）、「選挙制度が女性にとって不利である」（18.7%）、「その他」（13.0%）ということであった。

これを女性地方議員が自身の抱える課題として回答した内容と比べると、アンケート調査において注目した3点のうち、①政治分野における女性の参画への周囲（家族や地域、男性議員等）の理解や共感のあり方と、②議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立については、自身の状況と切り離れた一般論として‘課題’であると回答した者の割合が高くなることが分かる（図表18）。

回答の傾向に違いが生じたこの2点については、自分自身は課題と感じることはないが、他の女性について考えたときに課題と感じる可能性が高いものと認識している女性地方議員が多いと考えられ、地方議会において女性議員の割合が少ない要因を探る上で注目すべきものであろう。

2. 所属する議会の女性議員比率の違いによる回答の傾向

アンケート調査結果を用いて、回答者の所属する議会の女性議員比率の違いにより回答にどのような傾向の差がみられるかを確認した。回答者の所属する議会の女性議員比率平均が約17%であったこと等を勘案し、回答者を所属議会の女性議員比率ごとに「10%未満」「10%以上 20%未満」「20%以上」の3つのグループに分けてクロス集計した結果、女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、現在の議員活動で「男性議員の理解やサポートが得られない」ことが課題となっていない者が多い傾向が見られた。このことから、男性議員の理解やサポートが得られないということと、地方議会に占める女性の割合が低いということに関連があることが示唆される。また、女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、選挙費用の自己資金の割合が低い傾向も見られた。自己資金の割合については、政党への所属の有無など、背景に別の要因が関係していることも考えられるため、今後更なる検討が必要ではあるが、自己資金の割合が低いことと、地方議会に占める女性の割合が高くなるということに関連がある可能性がある。

図表 4 1 女性議員比率ごとの課題（男性議員の理解やサポートが得られない）

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
課題となっていない:男性議員の理解やサポートが得られない(%)	46.7	51.6	56.3

図表 4 2 女性議員比率ごとの選挙費用の自己資金の割合

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
0割～3割(%)	26.0	26.5	31.2
4割～5割(%)	14.5	11.5	8.9
6割～10割(%)	53.9	56.9	52.4

このほか、女性議員比率が低い議会に所属する議員ほど、「地方議会に女性の声を反映させるため」を立候補の理由とする者が多い傾向が見られた。また、女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど理想と考える女性議員の割合が高い傾向が見られ、女性地方議員の割合がある程度高い議会であっても、女性議員は更に女性が増えることを期待している傾向が見られた。

図表 4 3 女性議員比率ごとの立候補理由（地方議会に女性の声を反映させるため）

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
立候補理由：地方議会に女性の声を反映させるため（%）	86.2	82.0	71.6

図表 4 4 女性議員比率ごとの理想と考える女性議員の割合

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
0割～3割（%）	33.9	31.6	16.6
4割～5割（%）	61.8	62.0	77.1
6割～10割（%）	0.3	2.4	1.5

3. 地方議会において女性議員の増加を阻む3つの課題と今後の方向性

1及び2を踏まえると、地方議会において女性議員の割合が少ない要因である可能性がある課題として、次の課題が抽出されると考える。

（1）政治は男性のものという意識

① 課題

前述したように、アンケート調査では、女性地方議員自身の状況と切り離れた一般論として「女性地方議員が少ない原因」と考えられる理由として、「家族や周囲の理解が得づらい」と回答した者の割合が約7割、「政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い」と回答した者の割合が約6割と高かった（図表18）。また、男性議員の理解やサポートが得られないということと、地方議会に占める女性の割合が低いということに関連があることが示唆された。これらの結果から、地方議会において女性議員の割合が少ない要因である可能性がある課題の一つとして、「政治は男性のものという意識」を取り上げる。

② 今後の方向性

（ア）固定的性別役割分担意識の変革

政治は男性のものという意識は、いわゆる固定的な性別役割分担意識²²である。平

²²第4次男女共同参画基本計画において、固定的性別役割分担意識は、「男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、『男は仕事・女は家庭』、『男性は主要な業務・女性は補助的業務』等のように、男性、女性という性別を理

成 27 年 12 月 25 日に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画において、「我が国において女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成された固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられる」とされており、固定的性別役割分担意識は、まさに男女共同参画社会の形成全般においても課題とされているものである。政府が進める政治分野における女性の参画拡大に向けて、こうした意識の変革が不可欠であると考えられる。

(イ) 政党等による候補者の能力に基づいた立候補要請や人材の育成

政治は男性のものという意識は、男性議員、政党、地域等の行動に様々な影響を与えることが考えられる。例えば、政党や所属団体、地域等が、男女の候補者で能力差がない場合でも、女性ではなく男性に要請する傾向にあるとすれば、これは固定的性別役割分担意識による影響と考えられ、意識の改革が不可欠である。アンケート調査でも、女性地方議員に立候補の理由を質問したところ、「議員となり課題を解決したいという使命感」(88.9%)や「地方議会に女性の声を反映させるため」(79.4%)の次に、「政党や所属団体、地域等からの要請」(72.2%)があてはまると回答した割合が高いことが明らかになった。政党や所属団体、地域等による立候補の要請は、立候補後の支援も伴うと考えられるため、より多くの女性が要請を受ければ、地方政治に参画しようとする女性が増え、その結果として女性地方議員の増加につながる可能性がある。ただし、要請の対象となり得る女性人材の育成、研修機会の付与等についても、併せて取り組む必要があると考えられる。なお、人材育成の手段として、ヒアリング調査結果において記載した、女性議会の実施も有効な手段の一つとして考えられる。

(ウ) 差別やハラスメントの防止

アンケート調査では、議員活動における差別やハラスメント(嫌がらせ)についても調査しており、現在の議員活動について「女性として差別されたりハラスメントを受けたりする」ことを自身の課題となっていると回答した者は 29.6%であった。一方で、所属議会におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会の実施については、「実施されていない」との回答が最も多く 91.8%、次いで「実施されているが十分ではない」が 5.2%であった(図表 37)。

差別やハラスメントに関する回答の自由記載には、「女に政治が分かるか!と近所の男性に嫌がらせを受けた」、「男性議員は言われないが、女性議員が仕事をがんばると『お子さんは大丈夫か?今どうしてるのか?』と言われる」など、政治は男性のものという意識に基づくハラスメントに関する記載がみられた。こうした差別やハラ

由として役割を固定的に分ける考え方」であるとされている。

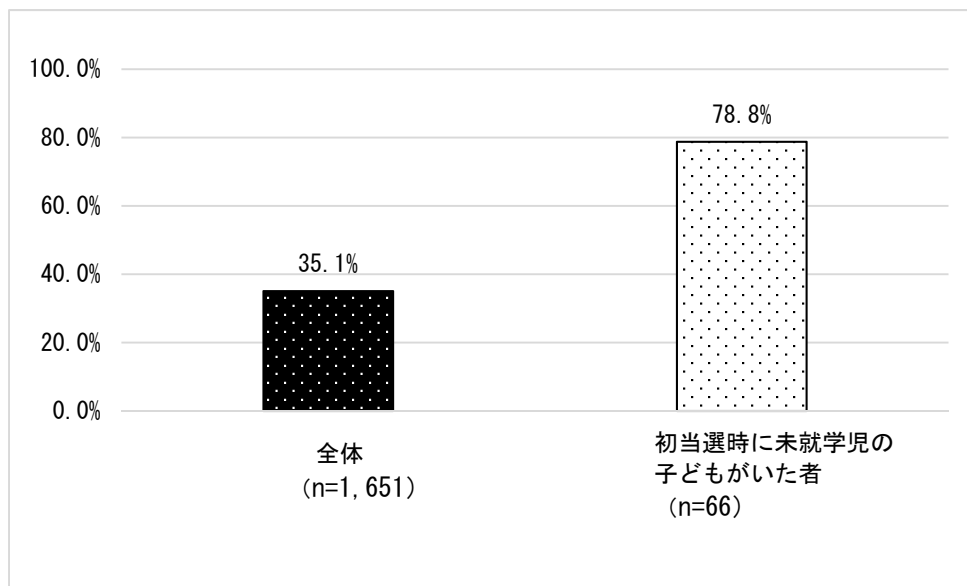
メントは、議員活動中に限らず、選挙中や立候補以前にも発生する可能性は考えられ、それが女性の地方政治への参画を妨げるものにならないために、政治は男性のものという意識の変革が必要であることはいうまでもないが、差別やハラスメントに関する情報の周知や研修の実施が求められるといえるだろう。

(2) 議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の未整備

① 課題

アンケート調査の結果から、女性地方議員自身の状況とは切り離れた一般論としての「女性地方議員が少ない原因」について、「議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい」という回答した者の割合が約8割と高かった。ここで、まさに現在において、議員生活と育児の両立に直面していると思われる、初当選時に未就学児がいた回答者で、かつ、現在40歳代以下の回答者を抽出し、自身の状況についての回答を見ると、「議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立」について、課題となっているとの回答が78.8%となった（図表4-5）。今回の調査により、未就学児を抱えての議員活動には困難が多いという実態が改めて浮き彫りになったといえる。このことから、女性地方議員が少ない原因である可能性がある課題の一つとして、「議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の未整備」を取り上げる。

図表 4-5 議員生活と家庭生活（子育てや介護等）との両立が課題となると回答した割合



アンケート調査では、議員に対する産前・産後休暇や育児休暇の制度の状況、託児所や授乳室等の設備の状況についても調査を行った。その結果、産前・産後休暇について

は議会の6割以上、育児休暇については議会の約8割が、規定等で明文化されていなかった(図表38、39)。また、託児所や授乳室についても、9割以上の議会において整備されておらず、中には、女性用トイレすら整備されていない議会もあった。この結果から、現状において女性地方議員が議員生活と育児を両立させようとしても、そのための環境はほとんど整っておらず、自身の努力や家族等の周囲のサポートに依存しなければならないことがわかる。

② 今後の方向性

議員活動と育児の両立に関する環境整備

平成29年11月、熊本市議会において、女性議員が議員活動と育児を両立させる環境の整備を求める意図で乳児を連れて議場に入るという出来事が起こり注目を集めた。こうした議員活動と育児を両立させる環境の整備を求める声は他にも存在する可能性がある。

今回の調査で把握された状況では、両立に伴う課題を自身で克服できない女性は地方政治への参画を見送らざるを得ないと考えられるため、制度面と設備面の両面で両立を支援する環境の整備が、女性地方議員を増やすために有効な方策の一つであると考えられる。なお、議員活動と育児の両立に関する設備面での環境整備は、そもそも育児中の女性議員がいない地方議会が一定数あることを考慮すると、財源が必要なことでもあり、直ちにこれを一律に整備することは難しいが、各議会の現状に合わせて段階的に対応していくことが望ましい。また、ヒアリング調査結果において記載した、議会における育児支援の取組も女性地方議員を増やすための有効な手段の一つと考えられる。

(3) 経済的負担

① 課題

前述のとおり、選挙費用における自己資金の割合が低いことと、地方議会に占める女性の割合が高いことに関連があるという結果(図表42)からは、経済的負担が大きくなることで地方議会に占める女性の割合が低くなっている可能性が考えられる。このことから、地方議会において女性議員の割合が少ない要因である可能性がある課題の一つとして、経済的負担を取り上げる。

② 今後の方向性

(ア) 政党等による候補者の能力に基づいた支援等

選挙での経済的負担を少なくする方法としては、自己資金以外の資金を増やす、選

挙費用の額を下げる事が考えられる。自己資金以外の資金の調達方法については、アンケート調査結果から、「政党からの支援」(38.0%)、「後援会からの支援」(23.3%)、「所属団体(政党を除く)からの支援」(8.7%)、「その他」²³(21.3%)となっており、複数回答による重複を除いて計算すると、政党、後援会及び所属団体からの支援で選挙費用の自己資金以外の部分を賄っている者が5割以上であった。このような支援を受ける女性の数を増やすことは、女性地方議員を増やすための方策の一つと考えられる。ここで、政党、後援会及び所属団体が、男女の候補者で能力差がない場合でも、女性ではなく男性に経済的支援を行う傾向にあるとすれば、これは(1)で述べた固定的性別役割分担意識による影響と考えられ、意識の改革が不可欠である。また、選挙費用の額を下げる事については、先行研究にもあるとおり、一律に供託金を課す必要性は低下しているとの指摘等を踏まえ、現行の供託金制度を見直すことなども一つの方策として考えられる。

(イ) 議員活動と他の職業との兼業等

経済的負担については、選挙費用だけでなく議員活動の収入に関しても考慮する必要があると考えられる。議員活動における経済的負担を少なくする方法としては、議員報酬や政務活動費を増額することや、議員活動と他の職業との兼業(以下、「兼業」という。)などが考えられる。

兼業については、アンケート調査の結果では、当選前に有業で初当選後に離職した回答者の割合は56.2%であった。また、立候補や選挙における自身の状況として、当選前に有業で初当選後に離職した回答者の53.4%が「仕事を辞めなければならぬ」ことを課題となったと回答した(図表27)。これは、立候補や議員活動に伴って仕事を辞めることが経済的に課題となっている者も一定程度いると考えることができ、経済的負担を克服する術のない女性は地方政治への参画をあきらめてしまうことにつながる事が考えられる。したがって、兼業できるようにする、又は兼業しやすくすることが女性議員を増やす方策の一つである可能性が考えられる。

例えば、一般の被雇用者(いわゆる会社員)が仕事を続けながら議員活動ができるようにする取組や、公務員のように兼業を禁止されている場合にはその制度を見直すことが有効であると考えられる。特に、近年は働き方改革への意識が高まっており、労働において自由に勤務時間や勤務場所を選択できる考え方が広まりつつある。会社員として働きながら議員活動を行うためには、例えば、企業において議員活動に伴う休暇制度や休業・復職制度、フレックスタイム制度、在宅ワークを応用することにより兼業に資する仕組みを整える事が考えられる。また、議会においても、ヒアリ

²³ その他としては、「寄付」、「基金」、「バザー」等の回答があった。

ング調査結果において記載したように、審議等の時間や日程を夜間や休日に設定することが考えられる。審議等の時間や日程を夜間や休日に設定することは、より多くの住民が議会を傍聴する機会を増やし、住民に開かれた議会づくりにもメリットがあると考えられる。

VI 最後に

(1) 本調査研究の意義

本調査研究では、女性地方議員の実態を把握することにより、地方議会において女性議員の割合が少ない要因を検討するため、全国の現役の女性地方議員にアンケート調査等を実施した。内閣府が初めて実施する女性地方議員に関する実態調査であり、所属議会や年齢において実際の地方議会における分布とおおむね一致した層から貴重なデータを収集することができた。それらを基に、前述（V 3.）のとおり、3つの観点から課題を抽出・分析し、それぞれについて今後の方向性を示すことができたことは、一定の意義があったものとする。

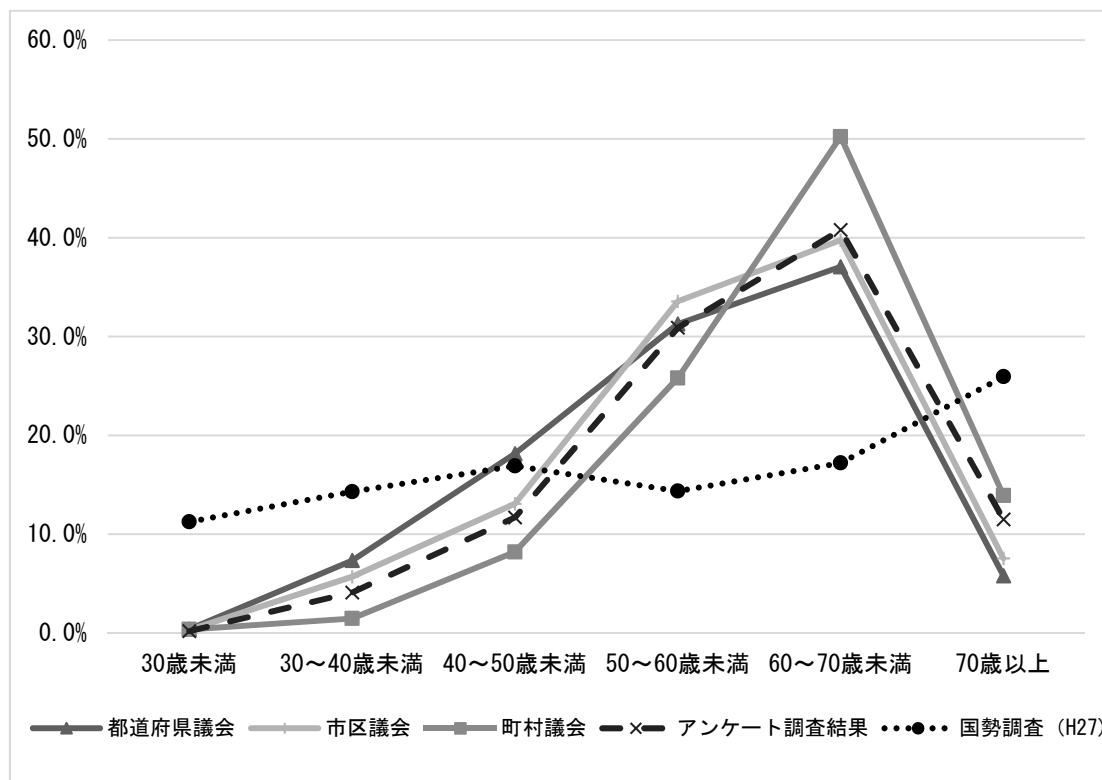
(2) 今後の調査について

今後、地方議会において女性議員の割合が少ない要因を検討するための更なる調査を行う場合には、新たな調査対象がいくつか想定される。例えば、今回の調査から得られた女性地方議員のデータとの比較分析を行うという観点から男性地方議員を調査対象とすることや、女性議員比率の高い議会と低い議会とを比較分析するという観点から女性議員比率に応じて抽出した議会の議員全員を調査対象とすること、政府として指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすることを目指している観点から女性議員の割合が30%を超えている地方議会を抽出して調査することも考えられる。また、議員になる前の段階として、各種政治塾等が実施する人材育成の場に参加した女性や、議員事務所へのインターンシップ等に参加した女子学生などを調査対象とすることも有効ではないかと考えられる。

さらに、政党に所属していない女性地方議員の実態や、議員活動と介護との両立の実態、諸外国における女性地方議員の実態等についても、より詳しい調査が必要であると考えられる。特に、政治に多様な民意を反映させるという観点からは、例えば、我が国の人口構成と比較したときに女性地方議員は、20～40歳代では低いが50歳代以上では多い傾向にある（図表4.6）ことなど、女性地方議員の実態と実社会との乖離²⁴についても引き続き調査が必要である。

²⁴ 年齢構成のほか、例えば、今回のアンケート調査の回答者のうち配偶者のいる女性地方議員の割合（80.0%）は、我が国の女性の婚姻率よりも高く、シングルである者が実社会の構成に比べて少なかった。（我が国の婚姻率について、平成27年国勢調査によると、15歳以上の女性において配偶者のいる者の割合は55.6%であり、5歳ごとの区分で見ると50から55歳においてその割合が最も高く78.3%であった。）

図表 4 6 女性地方議員・アンケート調査結果・国勢調査の年齢構成



出典：「都道府県議会提要」、「市議会議員の属性に関する調（平成 29 年 8 月）」、「第 62 回町村議会実態調査結果の概要」、平成 27 年国勢調査（データを基に、20 歳以上の女性に占める各年代の割合を算出）。

いずれにしても、本調査研究において抽出された課題等の情報を活用しつつ、女性が地方議員になるに当たって何が課題となるか、どのような対応を行えば女性地方議員が増加するかということについて、継続的に調査を実施していく必要がある。

Ⅶ 参考資料

- ・ 女性地方議員を対象としたアンケート調査票
- ・ アンケート調査結果の単純集計表
- ・ 諸外国の選挙制度等の状況

・女性地方議員を対象としたアンケート調査票

I. 選挙活動について

まず、あなたが地方議会議員に初当選された際の選挙活動について伺います。(本調査における「選挙活動」とは、選挙準備や選挙運動を含み、選挙のための活動全般を指します)

あてはまる選択枝の数字に○を付けてください。実数や自由記入を求める質問では枠内に記入してください。

Q1～Q3については、初めて地方政治に参画した背景や契機について伺いますので、初当選時の状況についてご回答ください。

Q1. 以下の(A)～(E)は、立候補の理由としてどの程度あてはまりますか。(それぞれあてはまる番号一つに○)

	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない
(A) 議員となり課題を解決したいという使命感	1	2	3	4	5
(B) 政党や所属団体、地域等からの要請	1	2	3	4	5
(C) 家族や知人の後継	1	2	3	4	5
(D) 政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加したことをきっかけに	1	2	3	4	5
(E) ロールモデルとなる人物に影響を受けて	1	2	3	4	5
(F) 地方議会に女性の声を反映させるため	1	2	3	4	5

(A)で「1」「2」を選択した方は(A)-1へ進む

(A)で「1」「2」以外を選択した方はQ1-1へ進む

(A)-1. その課題はどのような分野にあてはまりますか。(あてはまる番号 三つまで ○)

1	健康・医療	2	介護・福祉	3	出産・子育て
4	教育・文化・スポーツ	5	運輸・道路	6	防災
7	環境・エネルギー	8	農林・水産	9	雇用・企業
10	財政	11	観光	12	その他 ()

(A)-1を回答した後はQ1-1へ進む

Q1-1. 上記の(A)～(F)以外に、立候補の理由があれば記入してください。

{ }

Q2. 選挙費用（選挙活動に要した費用全般）のうち、自己資金（身内からの援助を含む。Q2-1も同様）以外の調達方法を教えてください。（あてはまる番号 すべて に○）

1	政党からの支援	2	所属団体（政党除く）からの支援	3	後援会からの支援
4	その他（ ）				

Q.2-1. 選挙費用のうち、自己資金の割合を教えてください。（枠内に数字を記入）
 ※全額自己資金の場合は「10割」と回答してください。

	割程度
--	-----

Q3. 以下の（A）～（I）は、立候補を決める段階から選挙期間中に、どの程度課題となりましたか。（それぞれあてはまる番号一つに○）

	大いに課題となつた	やや課題となつた	どちらでもない	あまり課題とならなかつた	全く課題とならなかつた
（A）選挙資金の不足	1	2	3	4	5
（B）仕事や家事等があり選挙活動にける時間がない	1	2	3	4	5
（C）選挙活動の方法が分からない	1	2	3	4	5
（D）家族の理解やサポートが得られない	1	2	3	4	5
（E）地域の理解やサポートが得られない	1	2	3	4	5
（F）政党や後援会のサポートが得られない	1	2	3	4	5
（G）自分の力量に自信が持てない	1	2	3	4	5
（H）知名度がない	1	2	3	4	5
（I）仕事を辞めなければならない	1	2	3	4	5

Q3-1. 上記の（A）～（I）以外に、立候補や選挙時の課題があれば記入してください。

{

Ⅱ. 議員活動や議員活動を行う環境について

ここからは、現在の議員活動について伺います。（本調査における「議員活動」とは、地方議会議員として行う活動全般を指します）

あてはまる選択肢の数字に○を付けてください。実数や自由記入を求める質問では枠内に記入してください。

Q4. 会期・開催日程（曜日や時間帯）は出席しやすい設定ですか。（あてはまる番号一つに○）

1	出席しやすい	2	やや出席しやすい	3	どちらでもない	4	やや出席しにくい	5	出席しにくい
---	--------	---	----------	---	---------	---	----------	---	--------

Q5. 議員として、現在特に力を入れて取り組んでいる分野を教えてください。（あてはまる番号三つまで○）

1	健康・医療	2	介護・福祉	3	出産・子育て
4	教育・文化・スポーツ	5	運輸・道路	6	防災
7	環境・エネルギー	8	農林・水産	9	雇用・企業
10	財政	11	観光	12	その他（ ）

Q6. 過去3年間に、あなたが携わった議案の提出回数を教えてください。（枠内に数字を記入）

	回
--	---

Q7. 過去1年間の、議会でのあなたの質問回数を教えてください。（枠内に数字を記入）

一般質問

 回、代表質問

 回

Q8. 所属議会において、議長や副議長、委員会委員長等の役職経験はありますか。（どちらかの番号一つに○）

1	経験がある	2	経験はない
---	-------	---	-------

Q9. 議員報酬の金額は十分ですか、不十分ですか。（あてはまる番号一つに○）

1	十分である	2	おおむね十分である	3	どちらでもない	4	やや不十分である	5	不十分である
---	-------	---	-----------	---	---------	---	----------	---	--------

Q10. 所属議会に政務活動費はありますか。（どちらかの番号一つに○）

1	ある	2	なし
---	----	---	----

Q10で「1」を選択した方はQ10-1へ進む



Q10-1. 所属議会の政務活動費の金額は十分ですか、不十分ですか。（あてはまる番号一つに○）

1	十分である	2	おおむね十分である	3	どちらでもない	4	やや不十分である	5	不十分である
---	-------	---	-----------	---	---------	---	----------	---	--------

Q11. 議員活動に必要な知識を得るための、①所属議会、②所属政党が実施する研修や情報提供の状況について伺います。(それぞれあてはまる番号一つに○)

①所属議会	1	実施されており十分である	2	実施されているが十分ではない	3	実施されていない
②所属政党	1	実施されており十分である	2	実施されているが十分ではない	3	実施されていない

Q11の①または②のいずれかで「2」「3」を選択した方はQ11-1へ進む



Q11-1. 議員活動を行う上で、①所属議会、②所属政党からどのような知識が得られると良いと考えますか。あなたの考えを記入してください。

① 所属議会

② 所属政党

Q12. 所属議会には、条例の制定や調査等の議員活動を支援する機能はありますか。(あてはまる番号一つに○)

1	機能があり十分である	2	機能はあるが十分ではない	3	機能はない
---	------------	---	--------------	---	-------

Q13. 所属議会では、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会を実施していますか。(あてはまる番号一つに○)

1	実施されており十分である	2	実施されているが十分ではない	3	実施されていない
---	--------------	---	----------------	---	----------

Q14. 所属議会では、議員に対する(A)産前・産後休暇、(B)育児休暇、(C)介護休暇が、条例や議会の規定等で明文化されていますか。(それぞれあてはまる番号一つに○)

	り 明 文 化 さ れ て お り 十 分 で あ る	い る が 十 分 で は な い	な い 明 文 化 さ れ て い ない
(A) 産前・産後休暇	1	2	3
(B) 育児休暇	1	2	3
(C) 介護休暇	1	2	3

Q15. 所属議会の託児所の状況について伺います。(あてはまる番号一つに○)

1	設置されており十分である	2	設置されているが十分ではない	3	設置されていない
---	--------------	---	----------------	---	----------

Q16. 所属議会の授乳室の状況について伺います。(あてはまる番号一つに○)

1	設置されており十分である	2	設置されているが十分ではない	3	設置されていない
---	--------------	---	----------------	---	----------

Q17. 所属議会の女性用トイレの状況について伺います。(あてはまる番号一つに○)

1	設置されており十分である	2	設置されているが十分ではない	3	設置されていない
---	--------------	---	----------------	---	----------

Q18. Q12～Q17 以外に、女性議員が活動を行うための環境整備として、①所属議会または所属政党が行っている取組、②あなたがこれから必要と考える取組や制度があれば記入してください。

① -1 所属議会が行っている取組

① -2 所属政党が行っている取組

② あなたがこれから必要と考える取組や制度

Q19. 以下の(A)～(I)は、あなたが議員活動を行う上でどの程度課題となっていますか。(それぞれあてはまる番号一つに○)

	大いに課題となっている	やや課題となっている	どちらでもない	あまり課題となっていない	全く課題となっていない
(A) 議員活動に係る資金が不足している	1	2	3	4	5
(B) 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない	1	2	3	4	5
(C) 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない	1	2	3	4	5
(D) 家族の理解やサポートが得られない	1	2	3	4	5
(E) 地域の理解やサポートが得られない	1	2	3	4	5
(F) 男性議員の理解やサポートが得られない	1	2	3	4	5
(G) 自分の力量に自信が持てない	1	2	3	4	5
(H) 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある	1	2	3	4	5
(I) 議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい	1	2	3	4	5

Q19-1. 上記の(A)～(I)以外に、議員活動を行う上で課題と感ずることがあれば記入してください。

{ }

Q20. 地方議会における女性議員の割合は何割程度が理想だと考えますか。(枠内に数字を記入)

	割程度
--	-----

Q21. 女性地方議員が少ない原因としてあなたが考える理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1	立候補に必要な資金を調達する負担が大きい
2	研修や勉強会等の女性候補者を育成するための機会が少ない
3	家族や周囲の理解を得づらい
4	政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い
5	選挙制度が女性にとって不利である
6	議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい
7	その他（ ）

Q22. 政治分野における女性の参画促進を図るため、国では、ホームページ等において現状の「見える化」等の取組を進めています。また、国会では、政治分野の男女共同参画を推進する法案が提出されています。あなたは、女性地方議員が増えるための決め手はどのようなものと考えますか。あなたの考えを記入してください。

Q23. 地方議会への女性の参画促進に係るものとして、①所属議会、②所属政党は以下の(A)～(D)を実施していますか。(それぞれどちらかの番号一つに○)

取組	①所属議会		②所属政党	
	実施している	実施していない	実施している	実施していない
(A) 議会報告会などでの女性の政治参画に関する情報発信	1	2	1	2
(B) 女性候補者育成のための研修や勉強会	1	2	1	2
(C) 女性議員のロールモデル情報を発信するためのシンポジウム等イベントの開催	1	2	1	2
(D) ウェブページ等の媒体を通じた女性地方議員の活動等の発信	1	2	1	2

Q24. Q23の(A)～(D)以外に、①所属議会、②所属政党が地方議会への女性の参画促進に係る取組として行っているものがあれば記入してください。

① 所属議会

② 所属政党

Ⅲ. 回答者ご自身について

回答者ご自身について伺います。あてはまる選択肢の数字に○を付けてください。実数や自由記入を求める質問では枠内に記入してください。

Q25. 年齢（あてはまる番号一つに○）

1	20 歳代	2	30 歳代	3	40 歳代
4	50 歳代	5	60 歳代	6	70 歳以上

Q26. 現在の所属議会（あてはまる番号一つに○）

1	都道府県議会	2	政令指定都市議会	3	市区議会 （「2」以外）	4	町村議会
---	--------	---	----------	---	-----------------	---	------

Q27. 現在の所属議会名

	議会
--	----

Q28. 現在の所属政党（会派ではありません）（あてはまる番号一つに○）

1	自由民主党	2	民進党	3	公明党
4	日本共産党	5	日本維新の会	6	社会民主党
7	無所属	8	その他（ ）		

Q29. 現在の加入団体（あてはまる番号 すべて に○）

1	商工業団体	2	農林漁業団体	3	住民運動団体
4	福祉団体	5	労働組合	6	趣味・スポーツ団体
7	政治団体	8	宗教団体	9	教育団体
10	町内会	11	婦人会	12	老人会
13	青年団	14	消防・防犯団体	15	その他（ ）

Q29 でいずれかを選択した方は Q29-1 へ進む

Q29 でいずれも選択していない方は Q30 へ進む

Q29-1. Q29 で選択した団体内での役職経験の有無（どちらかの番号一つに○）

1	あり	2	なし
---	----	---	----

Q29-1 を回答した後は Q30 へ進む

Q30. 現在の選挙区における居住年数（枠内に数字を記入）

	年
--	---



Q31. 最終学歴（あてはまる番号一つに○）

1	中学	2	高校	3	短大
4	専門学校	5	4年制大学	6	大学院
7	その他（ ）				

Q32. 初当選時の婚姻状況（どちらかの番号一つに○）

1	配偶者あり（事実婚含む）	2	配偶者なし
---	--------------	---	-------

Q33. 現在の婚姻状況（どちらかの番号一つに○）

1	配偶者あり（事実婚含む）	2	配偶者なし
---	--------------	---	-------

Q34. 初当選時の子どもの有無（あてはまる番号一つに○）

1	あり	2	なし
---	----	---	----

Q34で「1」を選択した方は Q34-1へ進む

Q34で「2」を選択した方は Q35へ進む

Q34-1. 初当選時の子ども（2人以上いる場合は、末子）の年齢（枠内に数字を記入）

--

 歳

Q34-1を回答した後は Q35へ進む

Q35. 地方議会議員に初当選後の出産の有無（どちらかの番号一つに○）

1	出産あり	2	出産なし
---	------	---	------



Q36. 初当選前の雇用形態（あてはまる番号一つに○）

1	自営業・会社経営	2	「1」以外の被雇用者	3	無職（主婦・家事労働を含む）
---	----------	---	------------	---	----------------

Q36で「1」「2」を選択した方は Q36-1 へ進む

Q36で「3」を選択した方は Q37 へ進む



Q36-1. 初当選直前に従事していた業種（あてはまる番号一つに○）

1	農林漁業	2	販売・事務	3	製造・建設・運輸業
4	公務員	5	団体役員・職員	6	自由業・専門職
7	その他（ ）				

Q36-1 を回答した後は Q36-2 へ進む



Q36-2. 初当選後の兼業の有無（どちらかの番号一つに○）

1	初当選に伴い離職	2	初当選後も兼業（転職した場合や、兼業後に離職した場合を含む。）
---	----------	---	---------------------------------

Q36-2 を回答した後は Q37 へ進む



Q37. これまでの立候補回数と当選回数（枠内に数字を記入）



立候補 回（当選 回）

Q38. 家族や親族における首長・議員経験者（国会議員を含む）の有無（どちらかの番号一つに○）

1	首長・議員経験者がいる	2	首長・議員経験者はいない
---	-------------	---	--------------

Ⅵ. ヒアリング調査へのご協力について

内閣府では、本年度、地方議会における女性の参画拡大に資する取組をされている議会及び議員の方を対象に、ヒアリングを行う予定です（時期：平成29年11月下旬～平成30年1月下旬頃。所要時間：1時間程度）。

このヒアリングにご協力いただけますでしょうか。（あてはまる番号一つに○）

※ ヒアリングで伺った内容については、本調査研究（政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究）のみに使用し、その他の用途で利用することは一切ありません。

1	協力可能	2	要検討	3	協力不可
---	------	---	-----	---	------

ヒアリングにご協力または協力をご検討いただける場合は、お名前、所属議会、連絡先について、下記にご記入ください。実際に協力をお願いする際には、改めて個別にご連絡させていただきます。

なお、連絡先をご記入いただいた場合でも、時間等の制約上、ヒアリングが実施できない場合もありますことを、あらかじめご承知おきください。

お名前			
所属議会		都道府県*	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

*ご所属の議会が市区町村議会の場合、ご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

・アンケート調査結果の単純集計表

Q1. (A) 議員となり課題を解決したいという使命感／立候補理由

	全 体	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	平 均
	1651	65.3	23.6	3.2	1.8	2.7	3.5	4.52

Q1. (B) 政党や所属団体、地域等からの要請／立候補理由

	全 体	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	平 均
	1651	58.0	14.2	3.7	4.4	17.0	2.7	3.94

Q1. (C) 家族や知人の後継／立候補理由

	全 体	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	平 均
	1651	12.7	10.1	3.8	3.0	64.9	5.5	1.97

Q1. (D) 政治塾や模擬議会、政治参画に係るシンポジウム等に参加した／立候補理由

	全 体	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	平 均
	1651	3.1	8.1	5.2	8.0	69.4	6.2	1.59

Q1. (E) ロールモデルとなる人物に影響を受けて／立候補理由

	全 体	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	平 均
	1651	3.8	13.9	9.0	10.1	56.9	6.3	1.91

Q1. (F) 地方議会に女性の声を反映させるため／立候補理由

	全 体	あてはまる	ややあてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない	無回答	平 均
	1651	51.7	27.7	5.4	2.8	8.2	4.2	4.17

Q1. (A)－1 課題の分野(M/3)

	全 体	健康・医療	介護・福祉	出産・子育て	教育・文化・スポーツ	運輸・道路	防災	環境・エネルギー	農林・水産	雇用・企業	財政	観光	その他	無回答
	1467	33.7	62.0	64.1	52.5	1.9	9.5	17.1	6.9	8.0	8.0	6.6	9.5	0.5

Q2. 自己資金以外の調達方法/選挙費用(MA)

	全 体	政党からの支援	所属団体(政党除く)からの支援	後援会からの支援	その他	無回答
	1651	38.0	8.7	23.3	21.3	29.2

Q2－1. 自己資金の割合/選挙費用

	全 体	0割	～1割	～2割	～3割	～4割	～5割	～6割	～7割	～8割	～9割	～10割	無回答
	1651	8.8	8.1	5.1	5.9	1.7	8.0	1.6	2.9	4.7	7.1	39.5	6.5

Q2－1. 自己資金の割合/選挙費用(割程度)

	全 体	平均
	1543	6.51

Q3. (A)選挙資金の不足/立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題となった	やや課題となった	どちらでもない	あまり課題とならなかった	全く課題とならなかった	無回答	平均
	1651	10.5	18.2	13.4	30.6	25.4	1.8	2.57

Q3. (B)仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない/立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題となった	やや課題となった	どちらでもない	あまり課題とならなかった	全く課題とならなかった	無回答	平均
	1651	12.1	26.0	12.8	30.5	16.0	2.5	2.87

Q3. (C) 選挙活動の方法が分からない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	15.3	23.1	11.4	28.3	20.0	1.9	2.85

Q3. (D) 家族の理解やサポートが得られない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	3.9	12.5	8.6	32.9	40.0	2.0	2.06

Q3. (E) 地域の理解やサポートが得られない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	7.0	16.2	15.1	31.1	28.8	1.8	2.40

Q3. (F) 政党や後援会のサポートが得られない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	2.3	6.4	11.4	25.0	52.2	2.7	1.78

Q3. (G) 自分の力量に自信が持てない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	13.8	25.9	22.9	22.8	12.9	1.7	3.05

Q3. (H) 知名度がない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	31.4	26.1	13.6	18.7	9.0	1.3	3.53

Q3. (1)仕事を辞めなければならない／立候補や選挙中の課題

	全 体	大いに課題 となった	やや課題と なった	どちらでも ない	あまり課題 とならな かった	全く課題と ならなかつ た	無回答	平 均
	1651	15.2	15.4	11.0	15.7	40.4	2.3	2.48

Q4. 会期・開催日程の出席のしやすさ

	全 体	出席しやす い	やや出席し やすい	どちらでも ない	やや出席し にくい	出席しにく い	無回答
	1651	68.0	17.4	10.2	1.6	0.5	2.3

Q5. 議員として、現在特に力を入れて取り組んでいる分野(M/3)

	全 体	健康・医療	介護・福祉	出産・子育て	教育・文 化・スポー ツ	運輸・道路	防災	環境・エネ ルギー	農林・水産	雇用・企業	財政	観光	その他	無回答
	1651	33.9	62.0	58.3	50.7	3.7	20.0	13.6	8.3	5.9	10.8	10.4	8.5	1.0

Q6. 過去3年間に携わった議案の提出回数

	全 体	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	無回答
	1651	29.0	11.3	8.8	8.4	2.5	3.3	1.8	0.5	1.6	0.7	9.0	23.1

Q6. 過去3年間に携わった議案の提出回数(回)

	全 体	平 均
	1269	3.77

Q7. 過去1年間の議会での一般質問回数

	全 体	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	無回答
	1651	3.1	9.1	15.6	16.2	43.3	1.1	1.3	0.7	1.0	0.7	5.0	2.9

Q7. 過去1年間の議会での一般質問回数(回)

	全 体	平 均
	1603	4.16

Q7. 過去1年間の議会での代表質問回数

	全 体	0回	1回	2回	3回以上	無回答
	1651	36.2	15.9	3.5	1.3	43.2

Q7. 過去1年間の議会での代表質問回数(回)

	全 体	平 均
	938	0.51

Q8. 所属議会において、議長や副議長、委員会委員長等の役職経験の有無

	全 体	経験がある	経験はない	無回答
	1651	61.5	37.7	0.7

Q9. 議員報酬の金額について

	全 体	十分である	おおむね十分である	どちらでもない	やや不十分である	不十分である	無回答
	1651	22.8	26.4	18.5	17.1	14.6	0.7

Q10. 所属議会の政務活動費の有無

	全 体	ある	なし	無回答
	1651	74.6	24.8	0.7

Q10-1. 所属議会の政務活動費の金額について

	全 体	十分である	おおむね十分である	どちらでもない	やや不十分である	不十分である	無回答
	1231	23.2	28.5	16.0	16.6	15.2	0.6

Q11. ①所属議会／議員活動に必要な知識を得るための研修や情報提供の実施状況

	全 体	実施されており十分である	実施されているが十分ではない	実施されていない	無回答
	1651	20.2	61.5	15.8	2.5

Q11. ②所属政党／議員活動に必要な知識を得るための研修や情報提供の実施状況

	全 体	実施されており十分である	実施されているが十分ではない	実施されていない	無回答
	1651	29.7	32.0	9.3	29.0

Q12. 条例の制定や調査等の議員活動を支援する機能の有無

	全 体	機能があり十分である	機能はあるが十分ではない	機能はない	無回答
	1651	17.6	48.0	31.3	3.2

Q13. セクシュアル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会実施の有無

	全 体	実施されており十分である	実施されているが十分ではない	実施されていない	無回答
	1651	1.7	5.2	91.8	1.3

Q14. (A) 産前・産後休暇／条例や議会の規定等での明文化の有無

	全 体	明文化されており十分である	明文化されているが十分ではない	明文化されていない	無回答
	1651	13.9	17.3	63.4	5.4

Q14. (B) 育児休暇／条例や議会の規定等での明文化の有無

	全 体	明文化されて おり十分 である	明文化されて いるが十 分ではない	明文化され ていない	無回答
	1651	5.9	8.5	79.9	5.7

Q14. (C) 介護休暇／条例や議会の規定等での明文化の有無

	全 体	明文化されて おり十分 である	明文化されて いるが十 分ではない	明文化され ていない	無回答
	1651	3.9	6.7	83.2	6.2

Q15. 所属議会の託児所の状況

	全 体	設置されて おり十分で ある	設置されて いるが十分 ではない	設置されて いない	無回答
	1651	0.6	1.2	97.0	1.2

Q16. 所属議会の授乳室の状況

	全 体	設置されて おり十分で ある	設置されて いるが十分 ではない	設置されて いない	無回答
	1651	1.4	2.4	95.0	1.3

Q17. 所属議会の女性用トイレの状況

	全 体	設置されて おり十分で ある	設置されて いるが十分 ではない	設置されて いない	無回答
	1651	68.4	25.8	5.0	0.8

Q19. (A) 議員活動に係る資金が不足している／活動を行う上での課題

	全 体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	11.3	28.8	22.0	23.0	12.2	2.7	3.04

Q19. (B) 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	14.8	44.2	15.0	18.7	5.3	2.0	3.45

Q19. (C) 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	5.9	23.4	24.6	33.4	10.4	2.3	2.80

Q19. (D) 家族の理解やサポートが得られない／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	2.1	8.2	14.0	31.9	42.1	1.7	1.94

Q19. (E) 地域の理解やサポートが得られない／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	1.8	9.6	21.0	35.9	30.3	1.4	2.15

Q19. (F) 男性議員の理解やサポートが得られない／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	6.6	16.2	24.0	29.9	21.6	1.6	2.56

Q19. (G) 自分の力量に自信が持てない／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	6.7	22.6	29.2	26.4	13.8	1.3	2.82

Q19. (H) 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	8.5	21.1	17.2	26.7	25.3	1.3	2.60

Q19. (I) 議員活動と家庭生活(子育てや介護等)との両立が難しい／活動を行う上での課題

	全体	大いに課題 となっている	やや課題と なっている	どちらでも ない	あまり課題 となってい ない	全く課題と なっていな い	無回答	平均
	1651	10.0	25.1	16.3	22.5	24.9	1.2	2.72

Q20. 理想と考える地方議会における女性議員の割合

	全体	0割	～1割	～2割	～3割	～4割	～5割	～6割	～7割	～8割	～9割	～10割	無回答
	1651	0.1	1.0	3.5	22.5	16.1	50.5	1.1	0.4	0.1	0.0	0.0	4.8

Q20. 理想と考える地方議会における女性議員の割合(割程度)

	全体	平均
	1572	4.21

Q21. 女性地方議員が少ない原因理由(MA)

	全体	立候補に 必要な資金 を調達する 負担が大き い	研修や勉 強会等の 女性候補 者を育成す るための機 会が少ない	家族や周 囲の理解を 得づらい	政治は男 性が行うも のという固 定的な考え 方が強い	選挙制度 が女性に とって不利 である	議員活動と 家庭生活 (子育てや 介護等)と の両立が 難しい	その他	無回答
	1651	44.0	48.3	73.4	59.1	18.7	78.6	13.0	0.8

Q23. (A) 議会報告会などでの女性の政治参画に関する情報発信 ①所属議会

	全体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	11.1	83.8	5.0

Q23. (B)女性候補者育成のための研修や勉強会 ①所属議会

	全 体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	3.0	92.1	4.8

Q23. (C)女性議員のロールモデル情報を発信するためのイベントの開催 ①所属議会

	全 体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	2.3	92.2	5.5

Q23. (D)ウェブページ等の媒体を通じた女性地方議員の活動等の発信 ①所属議会

	全 体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	4.7	88.8	6.5

Q23. (A)議会報告会などでの女性の政治参画に関する情報発信 ②所属政党

	全 体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	34.2	31.0	34.9

Q23. (B)女性候補者育成のための研修や勉強会 ②所属政党

	全 体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	31.3	35.0	33.7

Q23. (C)女性議員のロールモデル情報を発信するためのイベントの開催 ②所属政党

	全 体	実施してい る	実施してい ない	無回答
	1651	23.3	41.3	35.4

Q23. (D)ウェブページ等の媒体を通じた女性地方議員の活動等の発信 ②所属政党

	全 体	実施している	実施していない	無回答
	1651	35.6	29.4	35.1

Q25. 年齢

	全 体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
	1651	0.2	4.1	11.7	30.9	40.8	11.5	0.7

Q26. 現在の所属議会

	全 体	都道府県議会	政令指定都市議会	市区議会 (「政令指定都市議会」以外)	町村議会	無回答
	1651	6.7	5.0	58.4	29.4	0.4

Q28. 現在の所属政党

	全 体	自由民主党	民進党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党	無所属	その他	無回答
	1651	14.5	4.9	16.8	18.7	0.5	2.2	34.9	3.9	3.5

Q29. 現在の加入団体(MA)

	全 体	商工業団体	農林漁業団体	住民運動団体	福祉団体	労働組合	趣味・スポーツ団体	政治団体	宗教団体	教育団体	町内会	婦人会	老人会	青年団	消防・防犯団体	その他	無回答
	1651	13.3	5.0	27.4	23.0	6.6	33.9	28.1	15.8	11.8	51.5	23.7	13.2	0.7	9.5	18.6	8.5

Q29-1. 団体での役職経験の有無

	全 体	あり	なし	無回答
	1511	74.1	21.8	4.1

Q30. 現在の選挙区における居住年数

	全体	10年未満	～20年未満	～30年未満	～40年未満	～50年未満	～60年未満	60年以上	無回答
	1651	4.7	9.8	17.4	22.3	17.5	9.4	8.2	10.7

Q30. 現在の選挙区における居住年数(年)

	全体	平均
	1475	35.07

Q31. 最終学歴

	全体	中学	高校	短大	専門学校	4年制大学	大学院	その他	無回答
	1651	0.9	32.0	18.7	12.0	29.1	5.4	0.8	1.1

Q32. 初当選時の婚姻状況

	全体	配偶者あり (事実婚含む)	配偶者なし	無回答
	1651	80.0	19.1	0.9

Q33. 現在の婚姻状況

	全体	配偶者あり (事実婚含む)	配偶者なし	無回答
	1651	76.6	22.5	1.0

Q34. 初当選時の子どもの有無

	全体	あり	なし	無回答
	1651	81.6	17.3	1.0

Q34-1. 初当選時の子ども(末子)の年齢

	全 体	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～20歳	21歳以上	無回答
	1348	3.9	6.5	6.1	8.0	11.2	11.5	12.8	38.9	1.0

Q34-1. 初当選時の子ども(末子)の年齢(歳)

	全 体	平 均
	1334	18.43

Q35. 地方議会議員に初当選後の出産の有無

	全 体	出産あり	出産なし	無回答
	1651	5.0	85.2	9.8

Q36. 初当選前の雇用形態

	全 体	自営業・会社経営	「自営業・会社経営」以外の被	無職	無回答
	1651	23.0	42.3	32.8	1.9

Q36-1. 初当選直前に従事していた業種

	全 体	農林漁業	販売・事務	製造・建設・運輸業	公務員	団体役員・職員	自由業・専門職	その他	無回答
	1077	5.1	17.4	9.0	8.8	14.9	21.4	21.9	1.5

Q36-2. 初当選後の兼業の有無

	全 体	初当選に伴い離職	初当選後も兼業	無回答
	1077	56.2	36.8	7.1

Q37. 立候補回数

	全体	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	無回答
	1651	0.6	24.1	19.8	13.2	13.3	11.3	5.5	3.4	2.4	0.7	0.8	5.0

Q37. 立候補回数(回)

	全体	平均
	1569	3.19

Q37. 当選回数

	全体	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	無回答
	1651	0.4	25.7	20.5	13.7	14.0	10.5	4.9	3.0	1.2	0.7	0.3	5.3

Q37. 当選回数(回)

	全体	平均
	1564	3.01

Q38. 家族や親族における首長・議員経験者の有無

	全体	首長・議員 経験者が いる	首長・議員 経験者は いない	無回答
	1651	28.0	70.7	1.3

女性議員比率(3分類)

	全体	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上	無回答
	1651	18.4	40.5	32.8	8.3

女性議員比率

	全体	平均
	1514	17.41

・諸外国の選挙制度等の状況

国名	フランス	韓国	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ
政治体制	半大統領制	大統領制	大統領制	議院内閣制	議院内閣制	議院内閣制
議会構造	二院制	一院制	二院制	二院制	二院制	二院制
根拠規定	<p>憲法により、職業および社会的責任に対する女性と男性の平等なアクセスを促進することが規定されている(第1条第2項)。さらに、憲法は、この原則を支持し、促進する上で政党の責任を認識している(第3条、第4条)。</p> <p>選挙法 下院議員は、577の小選挙区で選出されている。1選挙区のために政党が提示する男女の候補者数の差は、2%を超えてはならない(第88-227号、第9条(1))。</p>	<p>選挙法 政党が比例代表国会議員選挙に候補者を推薦する場合には、100分の50以上について女性を推薦し、その候補者名簿の奇数の順位には女性を登録しなければならない。また、政党が任期満了により地域区選挙区国会議員選挙に候補者を推薦する場合には、各々の全国地域区総数の100分の30以上を女性に推薦するよう努力しなければならない(第47条)。</p>	<p>民主党 1980年の党大会で、代議員に男女同数を定めることとなった。</p> <p>共和党 民主党の動きに呼応して、党大会における女性の割合拡大を推進し、1980年の大会で女性の割合が46%となった。</p>	<p>新民主党及び自由党による自主的な取組。</p>	<p>労働党 全英の約半数にあたる特定の選挙区について「オールウイメン・ショートリスト(女性のみの候補者リスト)政策」を採用している。</p> <p>自由民主党 「オールウイメン・ショートリスト(女性のみの候補者リスト)政策」を採用せず、40%候補者名簿クォータ制を導入した。法改正後、「公認候補者名簿の3分の1を女性にするクォータ」を導入している。</p> <p>保守党 「優先公認名簿で、最低50%の女性、10%の人種のマイノリティと多数の障害を持つ人々を含むクォータ」を導入している。</p>	<p>社会民主党 名簿に記載される男女の数を各々40%以上とし、特段の規定が設けられない限りは、名簿の記載順を男女交互とする。(党則第11条[2]、党選挙コード、第4条、第8条[2])</p> <p>左翼党 名簿の上位2人のうち1人を女性とし、以下、奇数順位を女性とする。(党則第10条[5])</p> <p>同盟90/緑の党 1986年以来、政党の候補者リストの半数を女性候補者としている。</p> <p>キリスト教民主同盟 党役員及び議員職の3分の1以上を女性とする。(党則第15条 [2-3])</p>
法的強制力の有無	<p>選挙法 50%の割当ルール(女性と男性の候補者の数の間に2%の差しか許されていない)を遵守しないと、第1回選挙の投票数に基づき公的助成が、候補者の総数のうち、男女の候補者数の差の150%に相当する割合で減少する(第9条1項)。</p>	法的拘束力はなし(罰則規定はなし)			<p>性差別禁止法 改正された性差別禁止(選挙候補者)法(2002年)では、議員の男女比率の格差を是正するために、政党割当を含むポジティブ・アクションを実施することは、性差別には当たらないとされている。</p>	
割当の対象	候補者割当	候補者割当		候補者割当(自主的な政党割当)	候補者割当(自主的な政党割当)	候補者割当(自主的な政党割当)
割当の比率	女性と男性の候補者の数の間に2%の差しか許されていない。	比例名簿の50%を女性に割り当て、女性候補者を名簿順位の奇数に割り当てる。 小選挙区選挙では、政党は小選挙区候補者の30%を女性に割り当てる。		<p>新民主党 1985年、連邦選挙で候補者のうち女性候補者の比率を50%とする目標を採択した。</p> <p>自由党 2007年より、議会の党候補者の3分の1を女性にすることとした。各選挙区が議会の予備選に女性候補を募集するための「強力な努力」を各選挙区に義務付ける党方針を可決。選挙区の自由党組織がこの要件を違反しない場合、党の中央事務所はその候補者を認定せず、予備選は開かれなかった。さらに、党の中央事務所は1度の選挙で議会の最高25選挙区の指名を無効にして、独自で選んだ候補を配置することができることとした。</p>	(「根拠規定」参照)	(「根拠規定」参照)
クォータ以外の手法	候補者数の男女平等に関する政党への直接的な公的助成制度はあるが、男女平等を奨励する他の財政的援助はない。	2002年、政治資金に関する法律改正により、小選挙区に30%の女性候補者を割り当てた政党に、女性候補推薦補助金を追加支給するインセンティブを導入。	政治資金団体である「政治活動委員会(PAC)」が複数存在する。例えば、民主党の「エミリーズ・リスト」、共和党の「WISH」リストなどがある。これらは候補者への資金援助や資金調達、選挙運動管理、メディア対応へのアドバイスと戦略的支援の提供等を行っている。	自由党内で資金調達メカニズム(ジュディ・ラマーシュ基金)を設立し、女性候補者への支援活動を行っている。 また、新民主党でも女性候補の選挙運動関連費用に補助金を出している。	労働党が、隣接する選挙区を一組にして各選挙区に女性と男性の候補者を立てる「ツイニング方式」を採用していたが、1999年の選挙のみでの採用であった。	
投票制度	定数:577 任期:5年(解散あり) 直接選挙 小選挙区2回投票制 単記式	定数:300 任期:4年 直接選挙 小選挙区比例代表(拘束名簿式)並立制 単記式	定数:435 任期:2年 直接選挙 単純小選挙区制(一部、小選挙区2回投票制) 単記式	定数:338 任期:5年(解散あり) 直接選挙 単純小選挙区制 単記式	定数:600 任期:原則概ね5年(解散あり) 直接選挙 単純小選挙区制 単記式	定数:598 任期:4年(解散あり) 直接選挙 小選挙区比例代表併用制 単記式
その他制度	供託金:なし 業業:国民議会議員はとりわけ市長、区長、市長代理、副市長、地域圏議会・県議会の議長および副議長、独自税源を有する市町村間協力公産設法人(EPCI)議会の議長および副議長を兼職できない。	供託金:1500万ウォン 有効投票数の10分の1未満だと没収。 業業:禁止	供託金:なし		供託金:500ポンド 有効投票数の5%を超えれば、返金される。	供託金:なし

下院

	国名	フランス	韓国	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	
上院	根拠規定	<p>・憲法 憲法により、職業的および社会的責任に対する女性と男性の平等なアクセスを促進することが規定されている(第1条第2項)。さらに、憲法は、この原則を支持し、促進する上で政党の責任を認識している(第3条および第4条)。</p> <p>・選挙法 少なくとも2人の上院議員を选出する選挙区では、2回投票制が適用される。3人以上の上院議員を选出する選挙区では、選挙は、クローズドの候補者リスト(第L294条および第L295条)から比例代表制度に従って実施される。上院代表区のリストでは、男女の候補者の数の差は、を超えてはならず、男性と女性の候補者が交互に掲載されなければならない(第L300条(1))。複数選挙区における候補者リストでは、第一候補者とその第二候補者は男性でなければならない(第L299条(1))。</p>	-					
	法的強制力の有無	<p>・選挙法 政党のリストが割当のルールを遵守しない場合は、その旨を行政裁判所に提出しなければならない(第L303条)。</p>	-					
	割当の対象	候補者割当						
	割当の比率		-					
	クォータ以外の手法	<p>比例代表区の候補者リストでは、男女の候補者数の差は、を超えてはならず、男女の候補が交互に掲載されることが必要である(第L300(1))。</p>	-	政治資金団体である「政治活動委員会(PAC)」が複数存在する。例えば、民主党の「エミリーズ・リスト」、共和党の「WISHリスト」などがある。これらは候補者への資金援助や資金調達、選挙運動管理、メディア対応へのアドバイザーと戦略的支援の提供等を行っている。				
	投票制度	<p>定数:349 任期:6年 複選制(間接選挙) 選挙人団による選挙:完全連記2回投票制、小選挙区2回投票制、比例代表制(別名簿式) 連記式</p>	-	<p>定数:100 任期:6年 直接選挙 単純小選挙区制(一部、小選挙区2回投票制) 単記式</p>	<p>定数:105 任期:75歳定年制 任命制(首相の助言に基づきイギリス女王の名において総督が任命)</p>	<p>定数:なし(聖職貴族原則26人、世襲貴族92人) 任期:原則終身(聖職在任期間に限られ、聖職につき70歳定年制があり、65歳から70歳引退が多い) 任命制(上院へ登院すべき招集状を受け取る者が選定されたことになる)</p>	<p>定数:69 任期:不定(州政府は随時に任免可能) 任命制(州政府が任免を行い、州首相や州大臣等の州政府構成員が充てられる)</p>	
地方議会	根拠規定	<p>・選挙法 憲法に定められた「パリテ」は、各議会の選挙制度でも定められている。比例代表制をとる地域圏議会、市町村議会に対して、比例名簿に男女同数の候補を挙げた(2000年「パリテ法」)。 2003年(第2003-491)には、複数県で構成される地域圏議会の選挙区を、各県が選挙区になるよう定めた。 選挙によって選出される議員職及び公報への男女平等なアクセスを促進することに関する法(2007年1月9日第2007-126号)では、これまで対象になつていなかった公報等にも「パリテ」を適用するため、例えば県議会の補充候補者は、異なる性の者が指名されることとした。 県議会議員職に関する男女の平等なアクセスを容易にする法律(2008年2月28日第2008-179号)では、異なる性の補充候補者と女性をケースとして、国会議員で人口3500人以上のコミュニティ議会議員である者が県議会議員に選出されたときや、国会議員で県議会議員である者が人口3500人以上のコミュニティ議会議員に選出されたとき、差額禁止規定により県議会議員の職を辞すか失ったとき等が含まれることとなった。 2013年には、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙、市町村協力公共機構審議会議員選挙および選挙日程に関する国家組織法と法律(第2013-40号)では、市町村議会選挙の比例代表制をこれまでの人口3500人から1000人以上に拡大されたことで、「パリテ」が義務付けられる市町村議会が増加した。また、同法律では、県議会選挙に、男女ペア立候補制が導入された。これは、候補者が男女2人組で立候補する制度であり、各県議会議員選挙区から1組が選出される。この2人組は必ずしも同じ政党や党派に属している必要はない。当選後は各議員が独立して職務を行う。各選挙区から2人が選出されると、議員定数が倍増するため、県議会議員選挙区は半数に削減された。</p>		<p>・選挙法 政党が比例代表地方議会議員選挙に候補者を推薦する場合には、100分の50以上について女性を推薦し、その候補者名簿の順位には女性を登載しなければならない。また、政党が任期満了により地域圏地方議会議員選挙に候補者を推薦する場合には、各々の各地域圏地区数の10分の30以上を女性に推薦するよう努力しなければならない(第47条)。</p>				
	法的強制力の有無							
	割当の対象	候補者割当	候補者割当					
	割当の比率		<p>比例名簿の50%(比例代表は定数の10%)を女性とする。 小選挙区の候補者の30%を女性とする。</p>					
	クォータ以外の手法							
	投票制度							

	国名	イタリア	ルワンダ	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	フィンランド
	政治体制	議院内閣制	共和制	立憲君主制	立憲君主制	立憲君主制	共和制
	議会構造	二院制	二院制	一院制	一院制	一院制	一院制
下院	根拠規定	民主党には女性の50%割当があり、選挙リストは厳格な更新が行われている。(党則2008、第19条)	憲法 憲法決定機関の少なくとも30%のポストを女性に与えることを確約している(第9条4項)。 下院議員80人は次のように選出される(第76条)。 ①33人は、比例代表制(第77条)にしたがって直接選挙で選出される。 ②24人は、各地方と首都キガリから人ずつ選出される女性議員。 ③2人は、全国青年評議会から選ばれる。 ④1人は、障がい者協会連合体から選出される。 選挙法 下院における24人の女性議員は、国の行政機関に従って特定の機関によって選出されるものとする。大統領令は、国の行政組織と、各組織で選出される女性議員の数を決定するものとする。選挙が行われた各団体では、より多くの票を得た候補者が選出されたものとみなされる(大統領選および立法選挙を統治する2010年6月18日の基本法第03/2010)	社会民主労働党 1993年、女性候補者の比率を50%とする旨(ジッパー方式)を党綱領に規定した。 左翼党 1993年、党綱領にて女性候補者の比率を50%とする旨を規定した。 緑の党 1997年、女性候補者比率50%(±1名)とする旨を規定した。 穏健党 2009年、欧州議会選挙において候補者名簿の上位4名を男女2名ずつとする党内クオータを導入した。	左派社会党 1975年、40%クオータ制を導入した。 労働党 1983年、50%クオータ制を導入した。(党則第12条9項) 中央党 1989年、40%クオータ制を導入した。(党則第4条4項) キリスト教民主党 1993年、40%クオータ制を導入した。	1977年に社会大衆党、1983年に社民党が40%クオータ制に着手したが、いずれも1996年には取り下げられ、現在はクオータを実施していない。	クオータを実施していない。 (1990年、世界で最初に女性に選挙権と被選挙権を与えた国であり、ジェンダー平等意識が社会全体に浸透している。女性の社会進出を支える福祉サービスが整備され、職場や労働組合で活躍目覚ましい女性の声を政治に反映するため、政党も女性の参入に積極的な姿勢を得た事情がある。選挙制度は比例代表制を採用。有権者は候補者名簿の中から特定の候補者を選ぶことができる(非拘束名簿)方式を用いている。 1970年代、フィンランドの女性運動活動家たちは、大衆して左翼政党に加入し、政党政治を通して男女平等の実現を目指した。女性の投票率は男性のそれを上回っており、女性の選択は投票結果を左右するものであった。非拘束名簿方式の下、女性有権者がこぞって女性候補者を選んだ結果、フィンランドの女性議員数は急速に増え始め、クオータを必要とすることはなかった。)
	法的強制力の有無	一方の性が候補者数の40%未満の政党等への公的助成の交付額を、当該割合と40%の差(ポイント当たり5%最大10%)削減(削減分は議席対象以外の政党に交付)	法的強制力はなし		1988年、男女平等法が改正されて、「物事を決める公的な場は一方の性が40%以下であってはならない」となった。法を守らせるために、推進機関「オンブド」というオンブズマンを作った。	-	-
	割当の対象	候補者割当(自主的な政党割当)	議席割当	候補者割当(自主的な政党割当)	候補者割当(自主的な政党割当)	-	-
	割当の比率	男女の候補者が50%(1州における選挙区の候補者名簿筆頭掲載者については、男女とも40%以上)。各名簿は男女交互に記載。	80議席のうち24議席(30%)が女性に割り当てられなければならない。	(「根拠規定」参照)	(「根拠規定」参照)	-	-
	クオータ以外の手法	有権者は名簿に対する投票の際、当該名簿の候補者(筆頭掲載者を除く)に対し、2票までの選好投票が可能だが、同一の性に2票投することは不可。	候補者数の男女平等に関する政党への直接的な公的助成制度は無い。また、男女平等を奨励する他の財政的援助も無い。	職業生活や男女平等政策に関する政府の同意事項に関して、NGO団体がモニタリング機能を果たしており、全国規模の活動団体は「女性ロビー」と「男女平等を求める男性の会」の2団体である。活動の目的として、前者は、女性や女児に対する差別撤廃、女性の情報交換による連携強化、教育及び普及啓発、女性の政治参画の拡充、その他政治、経済、社会のあらゆる面で女性の地位を向上させることにある。後者は、(男性・男子に対する)男女平等や女性に対する暴力撤廃のための提言の他、相談対応、情報提供、研修プログラムの提供等をしており、男性の権利を主張する団体とは性質が異なる。			
	投票制度	定数: 630 任期: 5年 直接選挙 多数派プレミアム付比例代表制(※非拘束名簿式)(一部の州で小選挙区制または小選挙区比例代表混合制) (※2015年に拘束式から非拘束式に改正)	定数: 80 任期: 5年	定数: 349 任期: 4年(解散あり) 直接選挙 比例代表制(非拘束名簿式)(※政党名簿の候補者のうち1人に対して優先投票をすることもできる。)	定数: 169 任期: 4年(解散なし) 直接選挙 比例代表制(非拘束名簿式)	定数: 179 任期: 4年(解散あり) 直接選挙 比例代表制(非拘束名簿式) 単記式	定数: 200 任期: 4年 直接選挙 比例代表制(非拘束名簿式) 単記式
	その他制度						

	国名	イタリア	ルワンダ	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	フィンランド
上院	根拠規定		・憲法 意思決定機関の少なくとも30%のポストを女性に与えることを確約している(第9条4項)。 上院議員26人では、少なくとも30%が女性であることが明示される(第82条)。	-	-	-	-
	法的強制力の有無		法的強制力はなし	-	-	-	-
	割当の対象		議席割当	-	-	-	-
	割当の比率		26議席のうち少なくとも30%が女性に割り当てられなければならない。	-	-	-	-
	クォータ以外の手法			-	-	-	-
	投票制度	定数:315 任期:5年(国家の名譽を高めた功績により大統領が任命する議員及び前・元大統領である議員の終身議員を除く) 直接選挙+任命制 (直接選挙は多数制・プレミアム付比例代表制(拘束名簿式)(2015年に拘束式から非拘束式に改正されたかは不明)、任命制は大統領任命制及び自動的に上院議員資格が付与される制度が存在)	定数:26 任期:8年	-	-	-	-
地方議会	根拠規定	・憲法 地域法は、社会的、文化的、経済的な生活における男女の完全な平等を妨げ、男性と女性が公職に平等にアクセスできるようにするための障害を取り除かなければならない。(第117条7項) ・選挙法 2003年の憲法改正に続いて、イタリアの20の地域のうち12地域は、選挙プロセスを定める地域法にジェンダー割当を採用している。			2005年に地方自治体法が改正され、議会における男女の構成比率をそれぞれ40%以上とするとされた。		
	法的強制力の有無	・選挙法 一部の地域の法律は、自国の法律で定められているそれぞれのクォータ規制に準拠していないことに対する制裁を行っている。カラブリア、フリウリV.G.、マルケ、トレント、トスカーナの選挙法は、選挙機関によるリストの抽签などの制裁を含むが、ラツィオ、ウンブリア、プーリアの法律は金融制裁である。					
	割当の対象	候補者割当					
	割当の比率						
	クォータ以外の手法						
	投票制度	定数の80%は選好投票制・比例代表制(非拘束名簿)で県単位とした選挙区で議席配分される。定数の20%は州レベルの名簿式の多数代表制で選出される。 県単位の比例代表分の候補者名簿は一つの州レベルの候補者名簿と連結することが義務付けられている。					

(参考資料)

フランス

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2009)「諸外国の上院の選挙制度・任命制度」
- ・内閣府男女共同参画局(2015)「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」平成 27 年 3 月
- ・三浦まり・衛藤幹子(編著)(2014)「ジェンダー・クォーター 世界の女性議員はなぜ増えたのか」明石書店
- ・GENDER QUOTAS DATABASE <https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/86/35>
- ・在日フランス大使館 <https://jp.ambafrance.org/article11518>

韓国

- ・国立国会図書館(2013)「【韓国】 国会改革—国会議員の兼職禁止、議員年金廃止等—」
- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2016)「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクォータ制の事例—」
- ・内閣府男女共同参画局(2015)「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」平成 27 年 3 月
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/korea-republic-of>

アメリカ

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2009)「諸外国の上院の選挙制度・任命制度」
- ・内閣府男女共同参画局(2015)「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」平成 27 年 3 月
- ・民主主義・選挙支援国際研究所/笹川平和財団(2016)「男女平等に向けた政治資金調達」
- ・吉田仁美(2013)「アメリカとクォータ制」『国際女性 No. 27』

カナダ

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2009)「諸外国の上院の選挙制度・任命制度」
- ・国連開発計画(内閣府男女共同参画局訳)(2015)「政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック」
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/canada>

イギリス

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2009)「諸外国の上院の選挙制度・任命制度」
- ・国立国会図書館(2016)「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクォータ制の事例—」
- ・辻村みよ子(2011)「ポジティブ・アクション—「法による平等」の技法」岩波書店
- ・内閣府男女共同参画局(2015)「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」平成 27 年 3 月
- ・三浦まり・衛藤幹子(編著)(2014)「ジェンダー・クォーター 世界の女性議員はなぜ増えたのか」明石書店
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/united-kingdom>

ドイツ

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2009)「諸外国の上院の選挙制度・任命制度」
- ・国立国会図書館(2016)「女性議員の増加を目的とした措置－諸外国におけるクォータ制の事例－」
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/germany>

イタリア

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・国立国会図書館(2009)「諸外国の上院の選挙制度・任命制度」
- ・国立国会図書館(2016)「女性議員の増加を目的とした措置－諸外国におけるクォータ制の事例－」
- ・高橋利安(2009)「女性の政治参画と法律によるクォータ制導入の合憲性」『修道法学 31 卷 2 号』
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/italy>

ルワンダ

- ・辻村みよ子(2011)「ポジティブ・アクション－「法による平等」の技法」岩波書店
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/rwanda>
- ・外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html>

スウェーデン

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・内閣府男女共同参画局(2015)「諸外国における女性の活躍推進に向けた取組に関する調査研究」平成 27 年 3 月
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/sweden>

ノルウェー

- ・国立国会図書館(2006)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・在ノルウェー日本国大使館(2010)「ノルウェーにおける男女平等政策」
- ・三井マリ子(2013)「クォータ制発祥の国ノルウェー」『国際女性 No. 27』
- ・Quota Database <http://www.quotaproject.org/country/norway>
- ・外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/norway/data.html>

デンマーク

- ・国立国会図書館(2016)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・衛藤幹子(2007)「女性の過小代表とクォータ制度－特定集団の政治的優先枠に関する考察」『法学志林 第 104 卷 第 4 号』

フィンランド

- ・国立国会図書館(2006)「諸外国の下院の選挙制度」
- ・衛藤幹子(2007)「女性の過小代表とクォータ制度－特定集団の政治的優先枠に関する考察」『法学志林 第 104 卷 第 4 号』
- ・三浦まり・衛藤幹子(編著)(2014)「ジェンダー・クォーター 世界の女性議員はなぜ増えたのか」明石書店
- ・外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/finland/data.html>